

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高額介護サービス費支払費用貸付事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
		担当者名	青木	内線	2 4 3 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高額介護サービス費支払費用貸付事業費（01-11-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度	根拠	荒川区高額介護サービス費支払費用貸付条例・同		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等	条例施行規則		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払が困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援者				
内容	1 貸付限度額 高額介護サービス費相当額 × 90%（利子は付さない） 2 事業実施方法 貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）				
経過	平成12年度介護保険法施行時から実施				
必要性	介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		40	40	40	40	40	27	27
決算額（25年度は見込み）		0	15	0	0	0	0	27
人件費等		854	847	407	436	423	0	
減価償却費					145	156	0	
【事務分担量】（％）		10	10	5	5	5	0	
合計（+ +）		854	862	407	581	579	0	27
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		854	862	407	581	579	0	27
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	貸付件数	0	1	0	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	郵送料（通知書）	0	郵送料（通知書）	0	郵送料（通知書）	1
	貸付金	貸付金	0	貸付金	0	貸付金	26

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	貸付件数（件）	0	0	0	1	—	

（問題点・課題）	制度開始以来ケアマネージャー等への周知やチラシの配布を行ってきたが、制度の利用が少ない状況にある。
他区の実施状況	（実施 18 区 未実施 4 区） 未実施：千代田区、中央区（社協にて生活福祉資金貸付制度あり）、北区、練馬区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	周知用チラシの改良やホームページの標記の見直しを通じて、制度周知を行う。	周知用チラシの改良やホームページの標記の見直しを通じて、制度周知を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	条例事業であり、セーフティネットとして制度を維持する。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		介護予防強化推進事業費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
				担当者名	鈴木、渡部	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）			介護予防強化推進事業費(03-01-01)				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度）			○ 建設事業	○ それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 24 年度			根拠	市町村介護予防強化推進事業実施要綱、荒川区		
終期設定	● 有 ○ 無 25 年度			法令等	介護予防強化推進事業実施要綱		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]					
目的	要支援者等に必要な予防サービス及び生活支援サービスを明らかにするために、サービスニーズの把握、必要なサービスの実施、効果の計測及び課題の整理を行う。						
対象者等	(1) 介入群（モデル事業に参加する方） 南千住・尾久地域に居住する、新規要介護認定者であって、平成24年10月以降に介護保険サービスの利用を開始する、要支援1、要支援2、要介護1、要介護2の者 南千住・尾久地域に居住する一次予防事業対象者、二次予防事業対象者 (2) 比較群（介護保険サービスを利用し、評価のみを行う方） 南千住・尾久地域に居住する新規要介護認定者のうち、要支援1、要支援2、要介護1、要介護2の者で、平成24年8月～9月に介護保険サービスの利用を開始する者全数						
内容	・国のモデル事業を活用し、要支援者等に対する専門職によるサービスニーズの把握と従来の予防サービス・生活支援サービスに加え、新たな支援メニューの提供を行う。 ・一定期間支援を行った後に日常生活行為の評価や利用者の満足度を調査し、サービス効果測定と課題整理を行い荒川区の介護予防事業の強化を図る。						
経過	平成24年8月 比較群に対する調査を開始 平成24年10月 介入群に対する調査・サービス提供を開始						
必要性	介護予防事業の検証・改善・充実を図り、効果的な実施体制を構築するため、必要である。						
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 事業の構築・運営は区直営で行っているが、対象者へのアプローチ・対象者に対するサービスの提供等については委託により実施						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	-	-	-	-	-	34,770	79,390
	決算額（25年度は見込み）						25,510	79,390
	人件費等						3,304	
	減価償却費						1,291	
	【事務分担当】（％）						40	
	合計（+ +）	0	0	0	0	0	30,105	79,390
	国（特定財源）						30,105	79,390
	都（特定財源）						0	0
	その他（特定財源）						0	0
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	事業参加者数	-	-	-	-	-	44	150

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金		-	臨時職員賃金	0	臨時職員賃金	1,148
	報償費		-	専門職謝礼	3,394	-	-
	需用費等		-	食糧費・消耗品費	3	食糧費・消耗品費	45
	役務費		-	郵便料	31	郵便料	46
	委託料		-	予防サービスの実施	21,370	予防サービスの実施	70,914
	使用料		-	施設使用料	67	施設使用料	202
	負担金補助		-	補助金等	645	補助金等	7,035

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	事業参加者数	-	-	44	150	—	(25年度で事業終了)

(問題点・課題分析)	○事業効果を適正に計測・分析するため、事業参加者数を増やしていく必要がある。 ○平成25年度までの事業であるため、必要かつ効果的な事業については26年度以降は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、区内全地域への展開を検討していく必要がある。
	(実施 1 区 未実施 21 区) 世田谷区において実施している。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	事業参加者数が事業定員数を満たしていない。事業の見直し、事業参加者獲得へ向けたアプローチの強化が必要	必要かつ効果的な事業については26年度以降は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	休止・完了	平成24年度・25年度の2か年で行う国のモデル事業であり、25年度にて終了。必要かつ効果的な事業については26年度以降は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する。

(議会要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		高齢者住宅改修給付事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
				担当者名	加藤	内線	2 4 3 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）			高齢者住宅改修給付事業費（01-02-04）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成		元 年度	根拠	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無		年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]					
目的	介護保険対象外となった高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行なうことにより、高齢者の在宅生活の利便向上と福祉の増進を図る。						
対象者等	1．給付対象 荒川区内に居住する住宅を有すること 65歳以上の高齢者で、住宅の改修が必要と認められる者 生計中心者の前年所得が585万2千円以下であること。但し、扶養家族のある場合は1人につき38万円を加算する。 住宅改修予防給付は、要介護認定の結果が非該当となった者 住宅設備改修給付は、要介護認定の結果、要支援又は要介護となった者 （原則として在宅の方を対象としているが、入院・入所中の方は対象外であるが、退院が明らかと判断できる場合等は申請を受ける。） 2．費用負担 助成基準額を超える額と助成基準額の10％は自己負担。（生活保護受給者は給付限度額内全額免除）						
内容	1．高齢者住宅改修予防給付（～ 介護保険と同様の内容）：基準額20万円（介護保険と同額） 手すり取付 床段差解消 滑り防止・移動円滑化等の床材変更 引戸等への取替 洋式便器等への取替 その他付帯工事 2．高齢者住宅設備改修給付 浴槽の取り替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 379千円 都の補助基準と同額 流し、洗面台の取り替え及びこれに付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 156千円 都の補助基準と同額 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額 106千円 都の補助基準と同額 3．住宅改修事業者説明会の開催 改修事業者の知識・技能向上と区との連携強化のため区が主催 4．住宅改修相談員の報償費の支払い 改修事業の運営に当たり住宅状況に適した相談・助言を行なう						
経過	平成 元年度 荒川区高齢者住宅改修費助成事業として開始 種目：浴室改善、便所改善 平成 3年度 玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加 平成 5年度 階段昇降機を種目追加 平成12年度 住宅改修が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施（対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分）						
必要性	良質かつ安定的な介護サービスの提供が可能となることから必要である。 （指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の11の規定で定められたもの）						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 申請→訪問調査→工事計画書の提出→改修費助成決定→工事着工→工事完了→完了調査→助成金支出 ・助成金は給付券方式により助成し、利用者は自己負担及び助成基準額を超える額を施行業者に支払う。これにより、償還払い方式に比べて経済的負担の軽減を図っている。 ・同一改造工事に対し、当該事業による給付と介護保険による給付の併用の場合、それぞれで手続きが必要になるため、工事見積書の内容統一化、給付券の同時時期発行等を行っている。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		21,412	19,494	27,325	30,566	28,809	31,258	48,280
決算額（25年度は見込み）		21,412	19,494	27,203	30,525	28,809	31,202	48,280
人件費等		6,234	6,098	4,072	4,360	4,235	5,783	
減価償却費					1,453	1,555	2,259	
【事務分担当】（%）		73	72	50	50	50	70	
合計（+ +）		27,646	25,592	31,275	36,338	34,599	39,244	48,280
国（特定財源）			380	375	382	353	0	0
都（特定財源）		8,562	9,467	9,219	10,804	14,140	13,964	23,520
その他（特定財源）			369	377	191	353	0	0
一般財源		19,084	15,376	21,304	24,961	19,753	25,280	24,760
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予防給付件数	9	7	6	16	18	17	21
	浴室改修給付件数	46	39	58	61	61	82	120
	流し・洗面台改修給付件数	1	3	3	2	2	0	2
	便所改修給付件数	52	50	62	70	58	57	51

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	専門相談員の報償費	881	専門相談員の報償費	919	専門相談員の報償費	1,200
		住宅改修事業者連絡会の謝礼	0	住宅改修事業者連絡会の謝礼	0	住宅改修事業者連絡会の謝礼	23
	郵便料					決定通知送付郵便料	14
	扶助費	住宅改修予防給付事	2,512	住宅改修予防給付事	2,179	住宅改修予防給付事	2,520
		住宅設備改修給付事	25,416	住宅設備改修給付事	28,104	住宅設備改修給付事	44,523

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	予防給付件数	6	16	17	21	-	
	設備改修件数	123	133	139	173	-	

問題点・課題 (指標分析)	- 制度を有効に活用し、出来るだけ在宅で自立した生活を継続してもらう必要がある。一方で、特に予防給付については認定結果が非該当となった方を対象としているため、給付の必要性を十分に審査した上で、今後の介護予防に資する給付を行うことが重要である。 - 住宅改修と福祉用具を併用する場合があります、用具の選定・使用について相談・フォロー機能の向上（地域ケアマネジメント支援：地域包括支援センターの相談機能アップのため、住宅改修・住宅改修関連福祉用具の相談及び研修）を図る必要がある。 - 要介護認定を受ける必要がある上、住宅改修給付の事前の訪問調査も行っていることから、住宅改修の相談から工事着工までの期間をできるだけ短縮する必要がある。 - 平成24年度から高齢者福祉課から介護保険課に事務移管した。介護保険制度の住宅改修給付と窓口が一体となったのを機に、介護保険との書式の統一化や訪問調査の在り方などの見直しを行い、手続きの効率化を図るとともに、業者向けにわかりやすく示す必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 都の補助基準と同内容で実施している区と、独自に項目等を追加又は縮小して実施している区がある。 なお、設備改修給付（要介護・要支援の認定を受けた方を対象とした給付）実施は22区 予防給付（要介護認定結果が自立の方を対象とした給付）実施は20区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	介護保険の給付手続きも踏まえ、実施要綱及び申請から給付までの手続きの見直しを行い、手続きの効率化を図るとともに、わかりやすくまとめた手引きを作成し、居宅介護支援事業所や改修業者等に周知する。	在宅生活の継続及び介護予防につながるよう、引き続き、介護保険制度も踏まえて事業の見直し・改善を行っていく。

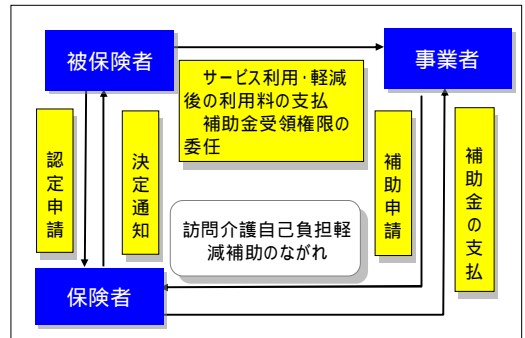
事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	介護予防制度との整合性を図りながら、高齢者の在宅生活の支援を図る。

状況 (要質問状)	13年一定 住宅改修事業者への適切な指導・助言と研修会の開催について 14年一定 住宅改修事業者への事業PRについて
--------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	訪問介護自己負担額軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
		担当者名	藤澤	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		訪問介護自己負担額軽減費(01-02-09)			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	荒川区の高齢者・障害者ホームヘルプサービス	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	利用者に対する助成事業運営要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	訪問介護等を利用する低所得者のうち、荒川区障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を補助し、保健医療の向上、福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等				
内容	○ 経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、前年度末現在において本事業の対象者である者。 （１）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者 （２）法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者 （３）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者				
経過	○ 経過措置対象者 【利用者負担割合】 平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成20年7月から：3%（区助成率7%） 国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了したが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続している。（生活保護受給者を除く。）				
必要性	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 利用者は、必要書類を添えて区に認定申請を行う。 区は内容を審査し、利用者に決定通知をする。 利用者は、通知書を提示してサービスを利用する。 （軽減後、利用料（3%）を事業者に支払う） 利用者は、利用する訪問介護サービス事業者に対して、受領の権限を委任する。 事業者は、月ごとに取りまとめて区に補助申請をする。（月末締め・翌月中までに申請） 区は、内容を審査し、事業者に補助金を支払う。 被保険者 認定申請 決定通知 保険者 事業者 サービス利用・軽減後の利用料の支払 補助金受領権限の委任 訪問介護自己負担軽減補助のながれ 補助申請 補助金の支払				



		(単位：千円)							
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算額	4,075	3,341	4,062	3,008	2,354	1,801	1,749	
	決算額（25年度は見込み）	3,374	3,093	2,512	2,228	1,825	1,576	1,749	
	人件費等	3,416	1,694	814	1,308	0	413		
	減価償却費				436	0	161		
	【事務分担量】（%）	40	20	10	15	0	5		
	合計（+ +）	6,790	4,787	3,326	3,972	1,825	2,150	1,749	
	国（特定財源）	1,650	1,547						
	都（特定財源）	825	774						
	その他（特定財源）								
実績の推移	一般財源	4,315	2,466	3,326	3,972	1,825	2,150	1,749	
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	高齢者分（千円）								
	経過措置対象者分（千円）保険給付費分	5,689	507						
	経過措置対象者分（千円）区単独補助分		2,426	2,413	2,189	1,798	1,556	1,715	
	審査支払手数料（千円）	90	99	1	0				

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	事務用消耗品	3	事務用消耗品	2	事務用消耗品	3
	役務費	郵送料（通知書）	23	郵送料（通知書）	18	郵送料（通知書）	31
	負担金	負担金軽減費	1,798	負担金軽減費	1,556	負担金軽減費	1,715

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	助成件数（件）		488	413	322	300	—	
	認定者数		44	38	32	30		年度末の認定者数

事業所数
平成25年3月末現在
区内 15
区外 4

（問題点・課題）	毎月、訪問介護サービス事業者が代理申請する方式を採用しているが、申請額が少額の事業者もあり、事業者にとって手続きが煩雑になっている。							
他区の実況	（実施 1 区 未実施 21 区） 台東区							

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	国会において審議中の障害者総合支援法の審議状況を踏まえ、他の軽減事業と歩調をあわせ、事業の見直しを検討する。	国会において審議中の障害者総合支援法の審議状況を踏まえ、他の軽減事業と歩調をあわせ、事業の見直しを検討する。

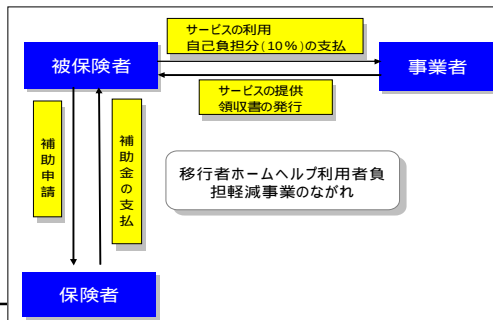
事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要である。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	藤澤	内線	2 4 3 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費(01-02-10)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	実施要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、区が行っているホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用して低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に、保険給付の利用者負担の一部を助成し、保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。					
対象者等	低所得者であって、障害者自立支援法施行後に介護給付の対象者に移行した者で、障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等					
内容	○ 利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの 1 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。 （1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 （2）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 2 7月から12月にあつては前年の、1月から6月にあつてはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。 ○ 利用者負担：3%（本来10%）。					
経過	平成18年4月 障害者自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置として実施。（区単独事業） （平成18年9月8日要綱決定）					
必要性	急激な負担増に対応することが困難な障害者が自立した生活を営むために、激変緩和措置は必要である。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 利用者は、訪問介護サービスを利用し、自己負担分（10%）を事業者を支払う。 事業者は、サービスを提供し、利用者から受領した自己負担分について領収書を発行する。 利用者は、区に対し領収書を添付して補助申請を行う（3ヶ月毎） 区は、内容を審査し、補助金を支払う。 区は、新規の要介護認定者のうち、自立支援法による訪問介護を利用していた人を抽出し、申請の勧奨を行うことで対象者を捕捉している。（毎月）					



予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		810	393	449	603	528	202	215
決算額（25年度は見込み）		23	70	103	123	135	178	215
人件費等		1,708	1,694	407	436	0	413	
減価償却費					145	0	161	
【事務分担量】（%）		20	20	5	5	0	5	
合計（+ +）		1,731	1,764	510	704	135	752	215
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		1,731	1,764	510	704	135	752	215
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	移行利用者負担軽減費（千円）	23	70	100	117	129	175	207

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需要費	事務用消耗品	1	事務用消耗品	1	事務用消耗品	1
	役務費	郵送料（通知書）	5	郵送料（通知書）	3	郵送料（通知書）	7
	負担金	負担金軽減費	129	負担金軽減費	175	負担金軽減費	207

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	助成件数（件）		58	62	64	85	—	
	認定者数		7	9	13	15	—	

事業所数
平成25年3月末現在
区内 7
区外 0

（問題点・課題）	本制度においては、対象者がサービスを利用した場合、一旦、自己負担額（10％）全額を負担しなければならず、同様の目的である「訪問介護負担額軽減事業」の利用者と比較すると負担が大きい。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	国会において審議中の障害者総合支援法の審議状況を踏まえ、他の軽減事業と歩調をあわせ、事業の見直しを検討する。	国会において審議中の障害者総合支援法の審議状況を踏まえ、他の軽減事業と歩調をあわせ、事業の見直しを検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	障がい者関連施策上必要な手段である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護保険サービス利用者負担軽減事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	青木	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		介護保険サービス利用者負担軽減費（01-02-11）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 13 年度		根拠	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	要介護・要支援認定者のうち、低所得者で特に生計を営むことが困難である者及び生活保護受給者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」により、利用者負担額を軽減することを目的とする。					
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、以下の要件をすべて満たす者及び生活保護受給者世帯の年間収入が基準収入額（一人世帯150万円、世帯構成員一人増で50万円を加える）以下 世帯の預貯金額が基準預貯金（一人世帯350万円、世帯構成員一人増で100万円を加える）以下 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しえる資産を有していないこと 負担能力のある親族に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと ただし、上記の要件を備えていても、次に該当する場合は対象から除外する。 旧措置入所者に対する利用者負担額減額・免除の該当者					
内容	1 軽減対象サービス：（1）訪問介護（2）通所介護（3）短期入所生活介護（4）指定介護老人福祉施設における施設サービス（5）夜間対応型訪問介護（6）認知症対応型通所介護（7）小規模多機能型居宅介護（8）地域密着型介護福祉施設入所者生活介護（9）介護予防訪問介護（10）介護予防通所介護（11）介護予防短期入所生活介護（12）介護予防認知症対応型通所介護（13）介護予防小規模多機能型居宅介護（14）訪問入浴介護（15）訪問看護（16）訪問リハビリテーション（17）通所リハビリテーション（18）短期入所療養介護（19）介護予防訪問入浴介護（20）介護予防訪問看護（21）介護予防訪問リハビリテーション（23）介護予防短期入所療養介護（生活保護受給者は（3）短期入所生活介護（4）指定介護老人福祉施設における施設サービス（8）地域密着型介護福祉施設入所者生活介護（11）介護予防短期入所生活介護） ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外 2 軽減制度による本人負担割合：3/4（軽減分1/4） （生活保護受給者については、利用者負担額の全額（100/100）） 3 軽減分負担割合：（社会福祉法人等の場合） ・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8 （その他の事業者の場合） ・申請事業者1/2 ・都1/4 ・区1/4					
経過	平成14年1月 軽減措置開始（利用者負担割合1/2、軽減割合1/2） 平成15年7月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 平成17年10月 制度改正により、対象サービス、負担割合変更（利用者負担割合を3/4とする（老齢福祉年金受給者は1/2）） 平成18年7月 税制改正に伴う激変緩和措置開始（平成20年6月終了） （平成16年度及び平成17年度の税制改正に伴い利用者負担段階が2段階以上上昇した人について、税制改正がない場合に該当する段階から1段階上げた利用者負担段階を適用する。） 平成21年4月 介護報酬改定に伴う激変緩和措置開始（利用者負担割合を28/100とする。（老齢福祉年金受給者は53/100） 食費・居住費等の軽減割合は据え置き） 平成23年3月末 介護報酬改定に伴う激変緩和措置終了（利用者負担割合を25/100とする。）（老齢福祉年金受給者は1/2） 平成23年4月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更（短期入所生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護福祉施設サービス・介護予防短期入所生活介護における個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額については生活保護受給者を対象とし全額軽減対象とする。）					
必要性	低所得者で生計を営むことが困難な者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 利用者の対象確認申請に基づき区が資格要件を確認して、対象者に決定通知・認定証を交付する。 利用者は、サービスを受けるにあたり、社会福祉法人、事業者に認定証を提示することで、利用料の軽減を受ける。 社会福祉法人、事業者は軽減額の1/2に相当する補助金を区に請求する。 区は内容を審査して年2回（上半期・下半期）ごとに支払を行う。 区は、都に対して、年1回補助申請を行う。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	10,553	2,516	2,072	2,219	2,247	7,417	8,106	
決算額（25年度は見込み）	2,292	2,027	1,967	1,959	2,242	2,235	8,106	
人件費等	3,416	1,694	1,629	1,744	1,694	1,239		
減価償却費				581	622	484		
【事務分担当】（%）	40	20	20	20	20	15		
合計（+ +）	5,708	3,721	3,596	4,284	4,558	3,958	8,106	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,137	995	1,169	1,065	1,135	3,958	8,106	
その他（特定財源）								
一般財源	4,571	2,726	2,427	3,219	3,423	0	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	社会福祉法人等（千円）	1,322	1,189	1,294	1,316	1,672	1,562	6,220
	介護サービス提供事業者（千円）	792	685	601	486	499	388	1,856

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	窓あき封筒	1	窓あき封筒	2	窓あき封筒	3
	役務費	郵送料（通知書）	19	郵送料（通知書）	16	郵送料（通知書）	27
	負担金	軽減補助金	2,171	軽減補助金	1,950	軽減補助金	8,076
	償還金	H22償還金	51	H23償還金	268		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
	軽減制度認定者数	71	78	80	121	120	年度末認定者
	軽減制度申出社会福祉法人 （ ）は区内	53 (44)	55 (44)	57 (46)	57 (45)	45 (34)	1事業所あたりの平均支出額 平成25年3月末現在 社会福祉法人 ¥86,760 事業所 ¥12,504
	軽減制度申出事業所数 （ ）は区内	77 (64)	80 (67)	83 (70)	90 (75)	115 (100)	

（問題点・課題 指標分析）	潜在的な制度対象者に対して、申請者数が少ないと思われる。 補助額に比して事務手続きが煩雑であり、事業者の負担となっている。 平成24年度及び平成25年度に新型特養が新設され、補助対象額が拡大される見込みである。
	（実施 22 区 未実施 0 区） 社会福祉法人22区、事業者17区で実施（H24.7状況）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	チラシやホームページの改良、窓口での勧奨を通じ、対象者への制度周知を強化して、利用者の増加を図る。	チラシやホームページの改良、窓口での勧奨を通じ、対象者への制度周知を強化して、利用者の増加を図る。
	事業者が請求手続きを行う際の負担軽減策を検討する。	事業者が請求手続きを行う際の負担軽減策を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、利用者負担軽減に直接寄与するものである。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		地域密着型サービス事業所の整備		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
				担当者名	秋元	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		地域密着型サービス拠点等整備費補助事業費（01-16-01）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	介護保険法、荒川区地域密着型サービス事業者の指定等に関する規則、整備費補助金交付要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市「1」				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	区内における地域密着型サービス提供基盤を確保し、高齢者が中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で良質かつ安定的な介護サービスの提供を受けることができるよう、整備する際の経費の一部補助、事業所の指定及び更新等を行うことを目的とする。						
対象者等	地域密着型サービス事業所を運営又は運営しようとする事業者						
内容	1 補助及び指定等の対象先 （介護予防）認知症対応型通所介護（介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 施設開設準備経費助成特別対策事業 補助対象は、上記施設の建設費又は改修費、備品費等であって、第5期荒川区介護保険事業計画に適合したものとする。						
	2 地域密着型サービス事業所の指定及び更新等 指定後の良質かつ適正で安定的なサービス提供を図るため、公募制を実施し、指定後については適宜（又は更新時）実地指導等を行う。また変更届に対し適切に診査を実施していく。 3 地域密着型サービス運営委員会（介護保険運営協議会）の設置 サービス事業者の適正な運営を確保するために、運営委員会を設置し、質の確保等必要事項を協議する。 4 監査（実地検査）の実施【再掲 06-04-16参照】 必要に応じて監査を実施し、勧告・命令・指定取消し等の措置を実施する。 5 運営推進会議 （認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ該当） 利用者、家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の開催を支援する。 6 区外指定事業所、区外みなし指定事業所について 平成18年4月の改正介護保険法施行の際、認知症対応型共同生活介護等を利用する荒川区民がいる場合、地域密着型サービス事業所としての指定を受けたものとみなす、「みなし指定事業所」（介護保険法附則第10条、介護保険法施行令附則第3条、第5条）と、必要性、緊急性等を勘案し、明確な理由があると認められ、かつ、相手方自治体の同意のもと指定可能な区外指定事業所がある。 平成25年3月末時点の事業所数 区外指定事業所数 24事業所（うち、みなし指定から移行した事業所数 21事業所） みなし指定事業所数 0事業所						
経過	○平成18年4月 介護保険法改正 「地域密着型サービス」の創設、区市町村による指定開始 ○平成18年9月 補助金交付要綱制定 ○平成23年3月 補助金交付要綱一部改正 ○平成24年9月 補助金交付要綱一部改正 ○平成24年12月 補助金交付要綱一部改正 ○平成25年3月末事業所数 認知症対応型通所介護 11か所 小規模多機能型居宅介護 3か所 認知症対応型共同生活介護 12か所						
必要性	良質かつ安定的な介護サービスの提供が可能となることから必要である。 （指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の11の規定で定められたもの）						
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 事業者と事業を進めるための事前協議 「地域介護・福祉空間整備等交付金」・「都補助金」申請 交付決定 事業者への補助実施 指定申請手続き 指定決定						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	70,000	63,800	205,700	222,500	450,306	873,565	869,974
	決算額（25年度は見込み）	3,520	54,400	12,538	5,950	202,126	147,191	869,974
	人件費等	3,416	2,626	2,443	3,924	9,316	7,435	
	減価償却費				1,307	3,421	2,904	
	【事務分担量】（％）	40	31	30	45	110	90	
	合計（ ＋ ＋ ）	6,936	57,026	14,981	11,181	214,863	157,530	869,974
	国（特定財源）		10,000	8,550	4,140	0	3,301	10,000
	都（特定財源）	1,760	42,200	991	1,505	202,126	136,369	747,425
	その他（特定財源）							
	一般財源	5,176	4,826	5,440	5,536	12,737	17,860	112,549
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実績の推移	地域密着型整備費補助件数（年度ごと累計）	2	4	4	5	10	13	26
	認知症グループホーム防火対策緊急整備(件)	1	1	2	1	0	0	0
	地域密着型事業所指定数（夜間対応）	0	0	0	0	0	0	0
	（認知通所）	1	1	1	0	1	1	6
	（小規模多機能）	1	0	0	0	1	1	6
	（認知症共同生活）	1	2	1	0	2	4	0
	（定期巡回・随時対応）						1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	選定委員会外部委員報償費	0	選定委員会外部委員報償費	198	選定委員会外部委員報償費	317
	職員旅費	選定委員会現地審査	0				
	特別旅費	選定委員会現地審査	0				
	食糧費	選定委員会食糧費	0	選定委員会食糧費	3	選定委員会食糧費	7
	負担金補助及び交付金	認知症グループホーム整備	146,800	認知症グループホーム整備	62,000	認知症グループホーム整備	195,000
		認知症対応型通所介護整備	0	認知症対応型通所介護整備	0	認知症対応型通所介護整備	60,000
		夜間対応型訪問介護整備	0				
		小規模多機能型居宅介護整備	27,720	小規模多機能型居宅介護整備	42,642	小規模多機能型居宅介護整備	309,750
	償還金利子及び割引料	施設開設準備経費補助	27,606	施設開設準備経費補助	39,248	施設開設準備経費補助	109,200
				小規模特養・小規模特定施設	0	小規模特養・小規模特定施設	180,700
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,301	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
指標	地域密着型整備費補助件数（年度ごと累計）	5	10	13	26	—	事業所指定数は各年度末での累計数
	地域密着型事業所指定数（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）	0	0	1	2	2	
	地域密着型事業所指定数（介護予防）認知症対応型通所介護	10	11	12	18	22	
	地域密着型事業所指定数（介護予防）小規模多機能型居宅介護	1	2	3	9	13	
	地域密着型事業所指定数（介護予防）認知症対応型共同生活介護	7	9	12	12	16	

（問題点・課題）	○地域ごとの偏在解消、サービスの質の担保、プランに基づく計画的整備を行うため、指定申請等に係る事務手続き方法の見直しを行う必要がある。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	公募による、サービス事業所の整備を行う。	平成25年度の公募状況を踏まえ、質の高い事業者がより参入しやすいような公募制度を検討する。
	条例で制定した内容について、実情にあっているかどうかの検討を行った上で、必要があれば、条例の改正を行う。	条例で制定した内容について、実情にあっているかどうかの検討を行った上で、必要があれば、条例の改正を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	地域密着型サービスの充実、区民が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活するために必要不可欠な介護保険サービスである。

（状況）	H18.3定 認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について H21.2定 地域密着型サービスのうち小規模多機能型居宅介護の拡充について H21.3定 都営住宅を活用した認知症高齢者グループホームの設置について
------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業所人材育成補助事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	秋元	内線	2436
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	介護サービス人材確保事業費（01-15-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度		根拠	荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	交付要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	区内の介護サービス事業所がその事業所に勤務する者に実務者研修を受講させる場合に、事業所が負担した費用に対して補助を行うことにより、事業所の経費負担の軽減を図り、もって事業所が質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供できる基盤を整備する。					
対象者等	区内で1年以上事業実績のある事業所を有する指定介護サービス事業者等					
内容	実務者研修に要する補助 要件：区内で1年以上事業実績のある事業所の介護従業者等でサービス提供責任者、主任介護職員等の就任予定者が、実務者研修を修了した場合 内容：実務者研修受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円）					
経過	平成21年度 事業開始 平成22年度 補助対象に介護職員基礎研修を追加 平成24年度 補助対象から訪問介護員2級を廃止 平成25年度 補助対象を実務者研修に一本化					
必要性	質の高い介護サービスを実現するために、区内介護サービス事業所の質の高い人材育成を支援することは必要である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額			6,800	3,800	3,800	1,800	900
	決算額（25年度は見込み）			1,428	2,645	1,025	1,133	900
	人件費等			2,443	1,744	508	0	
	減価償却費				581	187	0	
	【事務分担量】（％）			30	20	6	0	
	合計（　＋　＋　）	0	0	3,871	4,970	1,720	1,133	900
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	3,871	4,970	1,720	1,133	900	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実務者研修修了者（人）							5
	基礎研修修了者・1級取得者（人）			2	8	3	9	
	2級取得者（人）			13	18	8		

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	基礎研修・1級取得補助	424	基礎研修・1級取得補助	1,133	実務者研修補助	900
		2級取得補助	601				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
指標	実務者研修修了者	-	-	-	5	5	補助金を活用して資格を取得した者の数 ()内は累計数
	介護職員基礎研修修了者	4(4)	3(7)	9(16)	-	-	
	訪問介護員1級取得者	4(6)	0(6)	0(6)	-	-	
	訪問介護員2級取得者	18(31)	8(39)	-	-	-	

（問題点・課題分析）	本事業を利用し資格を取得しても離職してしまう場合がある。 平成25年度から訪問介護員1級及び介護職員基礎研修は実務者研修に1本化し、実務者研修修了者の見込み5人・1人当たり最大18万円の補助という人数・金額が妥当かどうか注視する必要がある。
他区の実況	（実施 9 区 未実施 13 区） 資格取得支援種類 訪問介護員2級 8区、介護福祉士 1区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	養成研修課程の見直しにあわせて、対象となる資格の見直しを検討する。	養成研修課程の見直しにあわせて、対象となる資格の見直しを検討する。
	初任者研修（旧訪問介護員2級）修了者について、本事業を活用した養成課程の受講を促していく。	平成25年度の実績を踏まえた上で、より一層の受講促進を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	区内における質の高い介護サービスが安定的かつ継続的に供給されるためには、区内事業所が良質な介護労働者の人材を確保することが重要である。

（状況）	H20.3定 介護事業者、介護従事者への支援について H20.4定 介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業者専門指導事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	丸田	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		介護サービス事業者専門指導事業（01-16-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 20 年度		根拠			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	区内介護サービス事業所に対し、労務・税務・会計等の専門性の高い分野の集団指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な事業所運営を促す。					
対象者等	区内介護サービス事業所					
内容	1 相談の種類及び実施方法等 集団指導 専門家（税理士・社会保険労務士等）による法令遵守等の指導 1 回当たり 2 時間予定 講師謝礼単価 13,000 円 / 時					
経過	平成 20 年 10 月 事業開始（個別指導のみ） 平成 22 年度 法律相談を廃止したことで、個別指導だけでなく、集団指導も追加した。 平成 23 年度 個別による指導で、一定の改善がみられたことから税務相談・労務管理相談・経営指導を廃止し個別指導を終了。以降、集団指導のみの対応とした。 （平成 23 年度の集団指導については、労働基準監督署職員による指導のため無料） 平成 24 年度 介護報酬の改定に伴い、サービス種別ごとに説明会を開催した。（職員が講師として説明を行ったため無料）					
必要性	区内の介護事業者がより質の高い会議サービスを提供するためには、介護保険法に基づく実地指導とあわせて、事業所運営に欠かせない、労務、税務等の専門性の高い分野の知識習得を積極的に支援する必要がある。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・東京都の区市町村指導検査体制整備補助事業（平成20年度～22年度）を活用 （補助率 平成20年度：10/10、平成21.22年度：1/2）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額			807	1,420	1,090	52	52	52
決算額（25年度は見込み）			337	584	328	0	0	52
人件費等				4,072	3,924	508	413	
減価償却費					1,307	187	161	
【事務分担量】（％）				50	45	6	5	
合計（＋＋）		0	337	4,656	5,559	695	574	52
国（特定財源）								
都（特定財源）			337	291	164			
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	4,365	5,395	695	574	52
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	法律相談（件数）		1	3	廃止	廃止	廃止	廃止
	税務相談（件数）		5	10	11	廃止	廃止	廃止
	労務管理相談（件数）		2	6	11	廃止	廃止	廃止
	労務管理・経営診断（件数）		4	5	0	廃止	廃止	廃止
	集団指導（件数）		0	0	2	1	6	2

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	相談謝礼	0	相談謝礼	0	相談謝礼	52

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込）	目標値 （26年度）	
指標	法律相談件数	-	-	-	-	-	
	税務相談件数	11	-	-	-	-	
	労務管理相談件数	11	-	-	-	-	
	経営診断件数	0	-	-	-	-	
	集団指導件数	2	1	6	2	2	

（問題点・課題）	区内事業所に対しては、現在、集団指導と併せて、個別に実地指導等において定期的な指導を行い改善を図っているが、改善された状態を維持していくためには、継続的な指導を行っていく必要がある。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成25年度において、消費税率の変更があった場合又は変更が予想される場合は、介護報酬の算定の仕方等について、専門指導を実施する。	すでに他事業で実施している事業者向け研修や地域ケア会議等と連携して、その効果を補完するために必要なテーマについて実施していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	介護保険制度は、民間の介護サービス事業者と利用者との契約を通じて保険給付を行う制度である。適切な介護サービス提供を実現するには、介護サービス提供事業者の適切な事業所運営体制を構築することが必要である。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	小規模多機能型居宅介護事業者支援補助		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	秋元	内線	2436
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	小規模多機能型居宅介護事業者支援補助（01-18-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 22 年度		根拠	荒川区小規模多機能型居宅介護サービスの試行		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	利用に係る補助金交付要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	小規模多機能型居宅介護サービスの試行的利用（保険給付対象外）を希望する要支援者及び要介護者を受け入れる事業者に対して、これに係る経費（通いサービス及び泊まりサービス）について補助を実施することにより、地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービスの一層の利用促進を図る。					
対象者等	荒川区内に小規模多機能型居宅介護サービス事業所を有する介護保険サービス事業者で、かつ、事業所を開設した日から起算して3年を経過していない事業所					
内容	〔事業のねらい・効果〕 地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービス利用者の負担軽減を図り、その利用を促進することで、地域密着型サービス提供基盤の安定的かつ継続的な確保を図る。 〔補助対象者〕 荒川区内に小規模多機能型居宅介護サービス事業所を有する介護保険サービス事業者 〔補助対象経費〕 介護保険給付対象経費（通いサービス・泊まりサービス）ただし、試行の当初利用予定日から7日間のうち、4日を限度とする。 （ただし、1月当たり登録定員の1割（小数点以下端数切上げ）を超えない範囲とする。） 〔補助額〕 試行利用する者の要介護度に応じた金額に、試行利用に係る日数を乗じる。 要支援1 1,500円 要支援2 2,800円 要介護1 4,000円 要介護2 5,800円 要介護3 8,200円 要介護4 9,100円 要介護5 10,000円					
経過	平成22年度 事業開始 平成24年度 補助対象の事業所を開設から3年を経過していない事業所に限定					
必要性	・小規模多機能型居宅介護サービスを利用する場合は、従前のケアマネジャーやサービスを引き続き利用することができない等の制約があり、要介護者や家族がその利用を検討する場合に慎重にならざるを得ないため、利用を思いとどまるケースがある。 ・上記を解消するため、事業所において「試行的利用」制度を設けているが、正式な利用に至らなかった場合に、利用者との関係から、利用料の徴収が困難なケースも多く、事業運営上の理由から、事業者側も試行的利用を制限せざるを得ない。 ・小規模多機能型居宅サービスは、利用者へ同時に複数のサービス（通所、訪問、宿泊）を提供できる介護サービス事業所であることから、利用促進を図る必要がある。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額					1,009	788	522	522
決算額（25年度は見込み）					28	29	23	522
人件費等					1,308	508	413	
減価償却費					436	187	161	
【事務分担当】（％）					15	6	5	
合計（＋＋）		0	0	0	1,772	724	597	522
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	1,772	724	597	522
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	試行的利用の利用者数（人）				3	4	1	33

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	小規模事業者支援補助	28	小規模事業者支援補助	23	小規模事業者支援補助	522

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	試行的利用者数（延べ人数）	3(6)	4(6)	1(4)	33(46)	33(46)	()内は試行利用延べ日数

（問題点・課題）	第5期介護保険事業計画期においては、小規模多機能型居宅介護事業所を11か所整備予定としているため、事業所数が増えた場合においても、本補助制度の趣旨を踏まえた適切な利用ができる仕組みを整備する必要がある。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	事業所開設前の指定申請時に本事業の趣旨について十分な説明を行い、適切な周知を図っていく。	事業所開設前の指定申請時に本事業の趣旨について十分な説明を行い、適切な周知を図っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービスの一層の利用促進のために必要である。

状況（要旨）	H21.2定 小規模多機能型居宅介護サービスの独自支援策について
--------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		介護保険サービス永年勤続従業者表彰		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
				担当者名	渡部	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）			介護保険サービス従事者功労者表彰事業（01-22-01）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 22 年度		根拠	荒川区介護保険サービス永年勤続従業者表彰事業実施要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的		介護保険サービス事業所において、長年にわたり介護保険サービスに従事し、地域の高齢者福祉の増進のために尽力した成績優秀なサービス従業者を表彰することで、介護保険サービス従業者の意欲向上と、社会的評価の向上に資することを目的とする。					
対象者等		○ 対象者（表彰基準） 次に掲げる要件を全て満たす者 （1）指定介護保険サービス事業所に、平成12年4月1日以降継続して10年以上勤務している者 なお、基準日（平成25年4月1日）に区内サービス事業所に勤務していれば、勤務が複数の事業所（区外のサービス事業所を含む。）にわたっている場合でも対象とする。 （2）利用者に直接、介護保険サービスを行う者で事業所の管理者の推薦を受けた者 ○ 表彰基準の除外事項 （1）事業所の運営法人の経営に携わっている役員（ただし、役員であっても主に利用者に直接介護保険サービスを行う者は除く。） （2）刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑法第27条及び同法第34条の2の規定により刑が消滅した者を除く。） （3）その他表彰することが適当でないと区長が認める者					
内容		平成22年度 表彰状及び記念品の授与、事業者向け講演会を実施 平成23年度～ 表彰状及び記念品の授与及び祝賀会					
経過		平成22年度 11月11日「介護の日」に合わせて事業実施 平成23年度 継続事業として3月23日実施 平成24年度 継続事業として10月23日に実施					
必要性		介護保険制度は、民間の介護サービス事業者と利用者との契約を通じて保険給付を行う制度であり、利用者に直接介護サービスを提供する介護サービス従事者は、適切な介護保険事業運営の要である。したがって、区内の質の高い介護サービスの確保のためには、区内介護サービス事業所で優秀な介護サービス従事者が長く勤務し、区内で介護サービスを提供してもらうことが重要である。 以上の理由から、区内の介護事業所における従業者の勤労意欲の向上に資するために、当初は、介護保険制度創設10年の節目事業として本事業を実施したものであるが、継続的に、区内事業者の更なる意欲向上を図るため、通年事業として実施する必要がある。					
実施方法		（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額	予算額				808	598	639	617
	決算額（25年度は見込み）				480	506	416	617
	人件費等				2,180	2,964	413	
	減価償却費				726	1,089	161	
	【事務分担量】（％）				25	35	5	
	合計（＋＋）	0	0	0	3,386	4,559	990	617
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	3,386	4,559	990	617
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	表彰者数（人）				63	53	50	50
	講演会参加者数（人）				77			

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	演奏会奏者謝礼	55	演奏会奏者謝礼	55	演奏会奏者謝礼	55
	需用費	記念品・表彰状等	174	記念品・表彰状	169	記念品・表彰状等	286
		その他消耗品	31	その他消耗品	34		
	役務費					部分筆耕等	23
	委託料	会場設営等委託	228	会場設営等委託	140	会場設営等委託	230
	使用料	会場使用料等	18	会場使用料等	18	会場使用料等	23

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
	表彰対象者数（人）	63	53	50	50	50	

（問題点・課題）	表彰対象者の人数が徐々に減少している。 本事業の実施方法について（例：隔年で実施等）検討すべきである。
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	通年事業として実施し、介護保険サービス従業者の意欲向上と、社会的評価の向上に資する。また、これまでの事業運営の方法を参考に、全体のスケジュールを組み、関係部署への調整を早めに行う。	表彰対象者の人数が徐々に減少していることもあり、本事業について効率的な実施を行うため、隔年での実施等も検討していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	従業者の意欲向上及び社会的評価の向上につながる事業である。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	有料老人ホームショートステイ事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	丸田	内線	2436
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（24年度）	有料老人ホームショートステイ事業（01-29-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 23 年度		根拠	荒川区有料老人ホームショートステイ事業補助金交付要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区有料老人ホームショートステイ事業実施要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	短期入所生活介護（ショートステイ）の利用を希望する要介護者等の利用に供するため、有料老人ホームの空床を活用し、在宅で介護する家族の負担軽減の支援を行う。					
対象者等	荒川区の介護保険被保険者で、要介護認定を受けている者					
内容	1 実施主体 区内で有料老人ホームを運営する事業者 2 利用条件等 (1)原則として、介護保険制度における短期入所生活介護サービスの利用を優先するものとし、介護保険制度における短期入所生活介護サービスに空きがない場合に限り、利用することができるものとする。 (2)ケアプランにサービス利用の必要性が位置づけられていること等、介護保険制度における短期入所生活介護の利用条件を満たしていなければならない。 (3)1回の連続利用日数は30日までとし、要介護等の認定期間の半数以内とする。 3 補助単価 以下の(1)と(2)の合計額を補助する。 (1)介護サービスにかかる部分 介護報酬単価を参考に、要介護度別に3区分ごとに補助単価（介護報酬相当の6割）を設定 負担割合は区：6割、施設：2割、利用者：2割 要支援1・2 4,200円、要介護1～3 5,400円、要介護4～5 6,600円 (2)ホテルコスト（食費・居住費）にかかる部分 区内有料老人ホームの1日当たりのホテルコスト平均額（5,000円）を参考に、所得段階別（1～4段階）に補助単価を設定 第1・2段階（生活保護受給者、合計所得金額80万円以下世帯） 3,500円（利用者負担 1,500円） 第3段階（区民税非課税世帯） 2,500円（利用者負担 2,500円） 第4段階（第1～3段階以外） 1,500円（利用者負担 3,500円） なお、この事業については、ショートステイの不足感を解消するため、他自治体に先駆けて実施したものであるが、この取組を受けて、第5期介護保険改正制度によって「特定施設における短期利用」が介護保険の対象になり、一定の役割を果たしたといえるため、24年度末をもって廃止とする。					
経過	平成23年度からの新規事業 平成25年度 廃止					
必要性	短期入所生活介護サービスの不足感が高い中で、施設入所を待ちながら在宅で生活する利用者の家族への負担軽減効果の高い短期入所生活介護サービスを拡充していくことは必要不可欠である。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1 本事業によるショートステイサービスを実施しようとする事業者は、事業の開始前にショートステイ事業開始届を区に提出する。 2 事業者が本事業において利用者を受け入れた場合は、要介護度及び利用者負担段階に応じて、利用者から利用料を徴収するとともに、翌月末までに区に補助金の請求を行う。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額					3,369	2,727	
	決算額（25年度は見込み）					567	0	
	人件費等					593	413	
	減価償却費					218	161	
	【事務分担量】（％）					7	5	
	合計（＋＋）	0	0	0	0	1,378	574	
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	1,378	574	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用延床数					61	0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	事業者に対する補助	567	事業者に対する補助	0		

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
標		利用延床数		61	0	-	-	年間の延利用床数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 世田谷区、新宿区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	平成24年度末をもって事業終了。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート(平成25年度)

No1

事務事業名		賦課・収納事務費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
				担当者名	寺本	内線	2441
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (25年度)		賦課・収納事務費 (01-03-01)					
事務事業の種類		○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区介護保険条例		
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]					
目的	介護保険事業の安定的運営のため、財政基盤を確立・維持する。						
対象者等	区内介護保険第1号被保険者…荒川区内に住所を有する65歳以上の者(外国人を含む) 46,426人(25年3月末現在) (うち外国人被保険者 1,027人 住所地特例該当者 312人)						
内容	1 被保険者の資格取得及び喪失に関する事務 2 被保険者証に関する事務 3 介護保険料の賦課及び減免に関する事務 (1) 保険料納入通知書の送付 (2) 災害等により、損害を受けた場合の減免及び低所得者(第3段階)を対象とした介護保険料(第1号被保険者)の減額に関する事務 4 介護保険料の徴収に関する事務 5 介護保険料の滞納整理に関する事務 6 介護保険料の徴収嘱託及び受託に関する事務						
経過	1 平成 9年12月 介護保険法公布 2 平成12年 4月 介護保険法施行 国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 ・平成12年 4月～平成12年 9月……………全額免除 ・平成12年10月～平成13年 9月……………1/2減額 ・平成13年10月……………全額納付開始 3 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正(低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始) 4 平成15年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正(第2期介護保険料設定) 5 平成18年 4月 荒川区介護保険条例の改正(第3期介護保険料設定)及びシステム変更 6 平成21年 4月 荒川区介護保険条例の改正(第4期介護保険料設定及び暫定賦課の見直し) 7 平成24年 4月 荒川区介護保険条例の改正(第5期介護保険料設定)及びシステム変更						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)						
	1 介護保険料賦課 【保険料の算定】 当該年度住民税の課税状況等の決定を受け、年間分の保険料を算定。7月初旬に納入通知書発送。 【随時賦課】 資格の得喪(年齢到達・転入・転出・死亡・所得の修正等)による保険料の変更賦課。毎月中旬に納入通知書発送 2 被保険者証の交付 65歳到達者は、誕生月に送付。転入者は、転入届の際に交付。 3 介護保険料徴収方法 (1) 普通徴収 9,130人 年額保険料を7月～翌年3月までの9回に分けて納付する方法(納付書払、または口座振替) (2) 特別徴収 37,296人 受給する年金からあらかじめ保険料を6回に分けて差し引いて納付する方法 4 納付相談 (1) 窓口及び電話による納付相談(随時) (2) 介護認定・変更申請時に滞納者を対象に納付相談 (3) 休日窓口納付相談 5 督促・催告 督促状は納期限から2ヵ月後に未納者へ送付(毎月)し、催告書は年2回(4月・12月)送付している。 6 納付案内センター 定期的な訪問納付受付。滞納者に対する電話・訪問による納付案内。 7 財産等の差押処分等 納付する財力があって納付しない滞納者に対し、財産調査・差押予告・差押を実施 8 過誤納還付充当 重複納付や保険料の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。						

予 算・決 算 額 等 の 推 移	(単位:千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	19,698	18,627	21,078	20,000	27,034	25,808	25,107
	決算額(25年度は見込み)	12,966	12,529	13,639	14,363	22,759	19,900	25,107
	人件費等	57,729	54,592	47,235	50,576	49,120	44,014	
	減価償却費				16,849	18,038	19,362	
	【事務分担当】(%)	723	673	580	580	580	600	
	合計(+ +)	70,695	67,121	60,874	64,939	89,917	83,276	25,107
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
実 績 の 推 移	その他(特定財源)	70,695	67,121	60,874	64,939	89,917	83,276	25,107
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	被保険者数/年度末	42,308人	43,352人	44,046人	44,054人	44,827人	46,426人	46,841人
	増加率	2.2%	2.5%	1.6%	0.0%	1.7%	3.4%	0.9%
保 険 料 収 納 率	現年分	96.8%	96.7%	96.7%	97.1%	97.2%	97.0%	97.1%
	滞納繰越分	16.9%	15.0%	14.8%	16.9%	23.4%	17.8%	23.4%
	合計	93.4%	93.0%	92.4%	92.3%	93.0%	93.4%	92.8%

NO.2

事務事業分析シート（平成25年度）

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	徴収嘱託員報酬 事務嘱託員報酬	9,698	徴収嘱託員報酬 事務嘱託員報酬	1,225 6,497	徴収嘱託員報酬 事務嘱託員報酬	942 6,392
	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,293	事務嘱託員社会保険料等	1,008	事務嘱託員社会保険料等	1,035
	旅費					滞納整理訪問調査	36
	一般需用費	納入通知書印刷等	3,051	納入通知書印刷等	2,545	納入通知書印刷等	3,317
	役務費	公金取扱手数料・郵送料	6,724	公金取扱手数料・郵送料	6,375	公金取扱手数料・郵送料	9,497
	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	1,811	MT処理・OCR読取委託料等	2,109	MT処理・OCR読取委託料等	3,726
	備品購入費	業務用PC	0	業務用PC	0		
	負担金補助及び交付金	保険料經由事務負担金等	183	保険料經由事務負担金等	140	保険料經由事務負担金等	162

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
標	収納率(現年分)		97.08%	97.24%	97.03%	97.10%	97.20%	目標値は第5期第1号保険料算定にかかる保険料予定収納率
	収納率(うち普通徴収分)		81.81%	83.14%	83.78%	83.86%	85.50%	22～23年度は実績
	収納率(滞納繰越分)		16.88%	23.36%	17.83%	23.40%	23.40%	22～23年度は実績

問題点・課題(指標分析)	既滞納者の滞納額を可能な限り減少させること、新たな滞納者についても、滞納額が少額のうちにきめ細かな納付相談等をして分納から完納までを適正に管理していくことが重要であり、平成22年度以降向上している収納率であるが、今後も維持しながら、更なる向上を目指していくための方法を考えて職員が一致団結して取り組んでいく必要がある。						
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	給与や年金収入及び預貯金等の調査により、納付する財力があるにもかかわらず納付していない滞納者に対しては、公平性を保つ上で滞納差押による処分を行う。	差押等により分納誓約をした滞納者について、その後の納付状況を定期的に把握し、納付が滞った者については、適宜、納付相談や場合によっては滞納差押を行い、完納までを適正に管理して収納率の維持・向上を図る。
	職員が滞納処分や納付交渉などの債権(滞納介護保険料)回収に関する研修を受講し、関連法規等も学ぶことにより、滞納整理の基本的な知識の充実を図る。	職員全体が、それぞれの業務担当に縛られることなく、債権回収に関する知識を身に付け、滞納者に対する滞納整理を円滑に行うことにより、収納率の維持・向上を図る。
	滞納者について、納付案内センターによる電話納付案内を行うとともに、職員も町丁目別に分担して電話や個別訪問等により納付相談を行って分納・完納を目指す。	職員と納付案内センターとの間で、適切な業務分担を行い、効率的な体制を構築することにより、効果的に滞納整理業務を行い、滞納者を減少させて収納率の維持・向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険制度の基盤を強化し、事業の安定的な運営を図る根幹となる事業である。

議会質問状況(要旨)	H13.3定 介護保険料の独自減額について H19.2定 最低生活費以下の年金から税・保険料を天引きすることの、憲法二十五条の『健康で最低限な生活を営む権利』との整合性について H20.3定 介護保険料の低所得者への免除制度の実施について 介護保険料の低所得者への軽減について 第4期介護保険料の値上げ抑制のために国庫負担を増やすことについて H20.4定 第4期介護保険料設定における低所得者対策について H21.2定 23区で一番高くなった第4期介護保険料基準額を減額するために、一般財源を投入することについて H23.2定 介護保険料に対する軽減策を区として講じることについて H24.2定 介護保険料値上げに対して必要な減額制度などを拡充することについて
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	要介護等認定事務	部課名	福祉部介護保険課		課長名	古瀬
		担当者名	新井		内線	2433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		認定事務費（01-04-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法 荒川区介護保険条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。					
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）で要介護等認定を申請する者					
内容	1 認定の申請 介護保険サービスを受けようとする被保険者は、保険者（荒川区）に要介護認定の申請を行う。 2 訪問調査の実施 認定調査員が、被保険者（自宅・病院・施設）を訪問し、身体状況・生活状況を調査する。 3 主治医意見書の作成依頼 主治医が、医学的な所見等に関する意見書を作成する。 4 一次判定 訪問調査結果及び主治医意見書に基づき、全国統一のコンピュータ・ソフトを用いて、一次判定を行う。 5 二次判定 医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」が最終的な要介護度の審査・判定を行う。 保険者は審査会の判定に基づき、認定結果を被保険者に通知する。					
経過	平成12年4月 介護保険制度開始（認定手続きは、平成11年度から開始） 平成15年4月 認定調査の調査項目が85項目から79項目に変更 平成16年4月 更新までの認定有効期間を最長24ヵ月間に延長 平成18年4月 旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化 調査項目を79項目から82項目に変更 新規申請の訪問調査を原則直営化 平成21年4月 介護認定一次判定ソフトを変更 調査項目を82項目から74項目に変更 調査項目の定義・分類を変更 平成23年4月 有効期間の上限の一部改正 区分変更、更新（前回要支援→今回要介護・前回要介護→今回要支援）申請に係る認定の有効期間が最長12ヵ月間に延長 平成24年4月 有効期間の上限の一部改正 新規申請に係る認定の有効期間を最長12ヶ月間に延長					
必要性	介護保険法に基づく必須の事業					
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・新規申請に関する訪問調査は区職員が実施 ・区外等の遠隔地での調査の場合、原則として、調査場所の自治体もしくは市町村事務受託法人に委託 ・区分変更申請に関する調査も、原則として区職員が実施 ・更新申請と区外遠隔地の区分変更申請については、原則として民間の居宅介護支援事業所等に委託					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	118,994	119,827	125,506	130,990	162,624	149,132	157,633
	決算額（25年度は見込み）	99,899	105,288	107,940	121,487	132,610	132,379	157,633
	人件費等	102,480	101,640	89,584	80,224	68,175	69,227	
	減価償却費				26,726	25,036	27,042	
	【事務分担量】（％）	1,200	1,200	1,100	920	880	838	
	合計（＋＋）	202,379	206,928	197,524	228,437	225,821	228,648	157,633
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	202,379	206,928	197,524	228,437	225,821	228,648	157,633
	一般財源							
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	申請件数	8,411	8,945	9,030	9,825	9,655	9,416	11,190
	訪問調査件数	8,624	8,952	8,899	9,984	9,546	9,423	11,190
	審査件数	8,301	8,665	8,827	9,505	9,453	9,034	11,190

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審査委員・調査員12名・事務嘱託員1名	48,903	審査委員・調査員12名・事務嘱託員1名	50,655	審査委員・調査員12名・事務嘱託員1名	54,028
	共済費	公務災害補償費負担等	4,527	公務災害補償費負担等	4,583	公務災害補償費負担等	4,936
	報償費	審査会判定部会長会	325	審査会判定部会長会	380	審査会判定部会長会	1,166
	特別旅費	調査員旅費	177	調査員旅費	217	調査員旅費	360
	食糧費	食糧費	3	食糧費	0	食糧費	15
	一般需用費	一般需用費	746	一般需用費	617	一般需用費	1,085
	役務費	役務費	45,914	役務費	45,356	役務費	54,914
	委託料	委託料	31,881	委託料	30,527	委託料	40,843
	備品購入費	備品購入費	97		0	備品購入費	240
	負担金補助	児童手当拠出金	38	児童手当拠出金	44	児童手当拠出金	46

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	申請から認定までの日数（平均）	37.5	36.5	38.5	37.0	30.0	介護保険法第27条第11項
	新任調査員研修受講者	59	23	43	60	100	
	現任調査員研修受講者	124	138	290	300	300	

（問題点・課題）	要介護認定は、全国一律の基準に基づき、公正かつ的確に行われることが重要であることから、認定調査員によって、あるいは認定審査会（合議体）によって、判断の異なることがないよう、適正な要介護認定が求められている。
	要介護認定の適正化を強力に推進してきた結果、全国の平均値よりも0.1ポイント以上高かった平均要介護度は、平成24年度末にはほぼ同じ値となり、二次判定での重度変更率も、全国値よりも高い値であったものが大幅に改善された。今後も要介護認定の適正化に向けた取り組みは、重要である。
実施状況	また、今後、高齢者人口の増加とともに要介護認定申請者数の増加が見込まれる中、要介護認定事務を効率的に行うために、組織の見直しも含め、体制を整える必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	要介護認定の適正化を推進するため、引き続き、調査票の確認作業に力を入れ、調査特記事項には審査判定に必要な情報を漏れなく記載するよう、認定調査員に対しての指導を徹底する。	認定調査員の経験年数、レベルに応じた調査員研修をシステムチックに行い、調査員のレベルアップを図る。
	介護認定審査会委員連絡会等の場を活用して事例検討を行い、判定部会により判断基準にバラツキが出ないよう、審査会委員の理解を深める。	審査判定の手順や基準が各合議体で共有されるよう、事務局職員の審査会運営への効果的なかわり方を検討する。
	要介護認定事務を効率的に行うため、認定事務の一部委託化に向けた取り組みを強力に進める。	更新認定の調査も全て委託ではなく、数回に1回は区職員が確認のための調査を行える体制を整える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービス利用上の必須事務事業である。

議（要質問）状況	「介護保険の新認定の見直しを政府に求めよ。区として実態に即した認定を実施せよ。」 平成21年第2定例会
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護保険システム運用管理費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	小川	内線	2 4 3 2
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	介護保険システム運用管理費（01-06-01） 一般会計繰出金（01-01-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。					
対象者等	民間事業者（システム開発業者）					
内容	○ 介護保険システム管理運営費 介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。 平成18年度～平成22年度 債務負担による5年間の分割支払。 総額 115,327,920円（18年度：26,808,192円、19～22年度：22,129,932円/年） 平成23年度 単年度での現行システム再リース 平成24年度からシステムを更改し、債務負担による5年間（平成24年度～平成28年度）の分割支払。 総額 160,410,686円（24年度：32,082,206円、25～28年度：32,082,120円/年） ○ 介護保険システム改修費 法改正等により必要になるシステム変更経費 ○ 介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分 庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。					
経過	平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システム更改 平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。 平成24年 介護保険システム更改					
必要性	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくためには、システム化が必要である。					
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 管理運営・保守等を委託（委託費用は内容のとおり）。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	45,199	64,183	59,816	48,995	79,772	77,740	61,483
	決算額（25年度は見込み）	40,920	58,575	51,011	29,290	52,731	71,823	61,483
	人件費等	854	847	814	3,488	3,388	3,304	
	減価償却費				1,162	1,244	1,291	
	【事務分担量】（％）	10	10	10	40	40	40	
	合計（＋＋）	41,774	59,422	51,825	33,940	57,363	76,418	61,483
	国（特定財源）	1,583	2,385			3,060		
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	40,191	57,037	51,825	33,940	54,303	76,418	61,483
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	介護保険システム負担分	13,750	12,053	17,686	6,995	6,669	9,357	7,334
	介護保険システム管理運営費	27,170	46,522	33,325	22,295	46,062	62,466	54,149

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予 算 ・ 決 算 の 内 訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	プリンタトレイ購入	76	指静脈認証装置等	1,063	システム機器消耗品等	1,447
	修繕費			システム機器有償修理費用	0	システム機器有償修理費用	100
	委託料	システム管理運営委託（現行分）	13,177	システム管理運営委託	32,082	システム管理運営委託	32,082
		制度改正対応	17,577	制度改正対応	12,863	制度改正対応	20,000
		住基法改正対応	13,020	住基法改正対応	12,600	ラスデック保守料	158
		住記参照ソフトウェア導入	799	認定支援システム設定	0	コールセンター保守料	362
		全国住所辞書ソフト保守	31	ラスデック保守料	205		
		区民事務所プリンタ設定対応	473	徴収システム改修費	1,890		
		コールセンターシステム設定・保守	449	福祉用具貸与通知書対応改修費	1,386		
				国保被保者9桁化対応改修費	378		
	賃借料	システム賃借料	460				
	繰出金	システム負担分	6,669	システム負担分	9,357	システム負担分	7,334

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	

（問題点・課題分析）	システム更改前の課題（収納データの正確性の確保、データ抽出の簡易性、区独自事業への柔軟な対応、事務負担の軽減、事務処理の効率化等）がプロポーザルによるシステム更改により、十分に改善されているかを検証していく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	更改後のシステムが以前と比較してよりよいシステムとなっているかを日々の業務を通して確認していく。	平成24年度の検証を踏まえて、問題点・課題等があれば対応を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	事業実施上必要不可欠な手段である。

況議 （要 質 問 状	
-------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		事業者支援・指導事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
				担当者名	丸田	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）			事業者支援事務費（01-07-01）、介護給付費等費用適正化事業費（01-01-01）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	介護保険法・荒川区介護保険サービス事業等指導及び監査実施要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護サービス事業所が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築することを目的に必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行う。						
対象者等	介護サービス事業所、被保険者、利用者及びその家族						
内容	以下の事業者支援及び指導に関する取組により、利用者への質の高いサービスを提供する事業者を育成し、もって介護サービス基盤の安定化を図る。 【事業者支援】 1 事業者連絡会・・・事業者向けに情報の提供や施策の説明を実施 2 事業所訪問相談・・・サービス事業所からの依頼に基づく訪問相談の実施 3 その他・・・・・・介護事業者情報提供システムによる情報提供 【事業者指導】 1 実地指導・・・・・・東京都国民健康保険団体連合会が提供する給付実績データ等を活用し対象事業所を選定し、当該事業所において運営基準の遵守、ケアマネジメントの実施状況、報酬請求の適否等に関する指導を行う。（給付適正化事業で実施） 2 ケアプラン点検・・・・平成24年度から、東京都国民健康保険団体連合会が提供する給付実績データ等を活用し、対象となる介護支援専門員を選定し、ケアプランの点検を実施している。 3 その他・・・・・・利用者宅訪問調査（住宅改修・福祉用具購入利用者宅訪問）						
経過	平成14年度	給付費通知発送開始（年2回）					
	平成16年度	給付適正化対応非常勤職員を配置					
	平成18年度	実地指導等を本格実施					
	平成19年度	荒川区介護給付適正化計画を作成					
	平成20年度	事業者連絡会等適正化事業を開始、訪問介護・住宅改修・福祉用具パンフレット作成 組織改正により、介護保険課に事業者支援係を新設 第4期高齢者プランに「介護給付適正化の推進」を明記 介護事業者情報提供システムによる情報提供(20年10月運用開始)					
	平成23年度	事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託					
	平成24年度	ケアプラン点検事業の実施、福祉用具外れ値通知発送					
必要性	要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	8,197	11,824	13,768	13,663	15,483	15,575	18,552
	決算額（25年度は見込み）	7,624	9,816	13,034	13,088	15,024	15,030	18,552
	人件費等	5,551	5,929	7,330	8,284	13,550	4,957	
	減価償却費				2,760	4,976	1,936	
	【事務分担量】（％）	65	70	90	95	160	60	
	合計（ ＋ ）	13,175	15,745	20,364	24,132	33,550	21,923	18,552
	国（特定財源）	27	53	40	51	384	282	1,623
	都（特定財源）	13	2,526	3,807	4,398	192	929	1,750
	その他（特定財源）	13,135	13,166	16,517	19,683	32,974	13,819	15,179
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	事業者連絡会・適正化研修会（回）	11	13	16	19	28	29	10
	参加事業者数（事業所）	580	610	694	939	1,513	2,045	1,000
	事業者団体等出張説明会（回）	9	6	7	6	1	2	1
	参加者数（人）	580	546	552	100	20	30	50

事務事業分析シート（平成25年度）

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員報酬（4名）	9,488	非常勤職員報酬（4名）	9,712	非常勤職員報酬（4名）	9,732
	共済費	公務災害補償経費	1,446	公務災害補償経費	1,446	公務災害補償経費	1,583
	特別旅費	非常勤職員旅費	7	非常勤職員旅費	6	非常勤職員旅費	8
	報償費	適正化研修講師謝礼	0	適正化研修講師謝礼	47	適正化研修講師謝礼	156
				地域ケア会議謝礼	472	「地域包括ケア多職種協働運営支援事業」で計上	
	食糧費			地域ケア会議講師飲物代	4	「地域包括ケア多職種協働運営支援事業」で計上	
				適正化研修講師飲み物代	1	適正化研修講師飲み物代	1
	一般需用費	窓あき封筒等	236	窓あき封筒等	148	窓あき封筒等	185
	役務費	給付費通知等郵送料	875	給付費通知等郵送料	938	給付費通知等郵送料	1,041
	委託料	検索システム運用委託	1,575	検索システム運用委託	1,575	検索システム運用委託	1,878
		給付適正化事務委託等	887	実地指導事務委託	630	実地指導事務委託	630
				「医療と福祉の連携推進事業」で計上		荒川区事業者・区民向け研修運営委託	2,964
	備品購入費	発電機購入	441				
	使用料及び賃借料	適正化研修会場使用料	57	適正化研修会場使用料	37	適正化研修会場使用料	103
				「医療と福祉の連携推進事業」で計上		荒川区事業者・区民向け研修会場使用料	256
	負担金補	児童手当拠出金	12	児童手当拠出金	14	児童手当拠出金	15

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
指標	連絡会・適正化研修会	17	27	13	10	10	荒川区事業者・区民向け研修を含まない
	利用者訪問調査（福祉用具）	23	5	0	24	24	
	利用者訪問調査（住宅改修）	13	5	6	20	20	
	実地指導件数	112	105 (10)	50 (10)	50 (10)	50 (10)	（ ）内は都財団委託件数
	監査に係る実地検査件数	0	0	3	—	—	介護保険法第76条等に基づくもの
	実地指導におけるケアプラン確認件数	150	160	10	50	50	実地指導等におけるチェック件数（1事業所で5件程度）
	ケアプラン点検事業による点検件数	—	—	104	50	50	平成24年度以降はケアプラン点検事業で実施
	介護報酬返還額（千円）	1,352	19,688	966	—	—	実地指導での返還額（過誤額）
	介護報酬返還件数	263	960	86	—	—	実地指導での返還件数（過誤件数）

（問題点・課題）	地域における課題を把握し、区の施策に反映させていくために、地域ケア会議の導入等の事業者支援事業の体系の見直しを行っており、その効果の分析や改善点の抽出が必要である。 価格基準（報酬単価）が設定されていない福祉用具貸与サービスについて、適正化が不十分である。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区） ・介護事業者情報提供システム（U-WINS）導入区：9区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	地域ケア会議については、地域包括支援センターと協働し、円滑で効果的な運用を図っていく。	地域ケア会議の運営について効率化を図るとともに、参加者のスキルアップ、介護保険サービス事業者及び利用者への周知徹底、アセスメントツールの見直しを行っていく。
	実地指導先の選定や実地指導時のケアプラン点検対象プランの選定については、これまでの実地指導結果、各種データ等を積極的に活用する。	平成26年度以降についても、実地指導の結果やデータ等を活用し、対象となるプランを選定していく。また、ケアプラン点検・地域ケア会議と重複することがないように、事業間での整合性も図っていく。
	平成24年度において実施した、福祉用具外れ値通知について、課題分析を行い、実施方法等を検討していく。	福祉用具外れ値通知について、効果の検証を行い、実施方法の見直しを図っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。

議（要旨）	平成17年 3定 適正化の事業内容、実績について H18 3定 要支援及び要介護1の認定者に対する福祉用具貸与について 平成19年 2定 介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護保険事業計画策定事業費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	土屋	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	介護保険事業計画策定事務費(02-01-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 10 年度 根拠					
終期設定	○ 有 ● 無 年度 法令等 介護保険法第 1 1 7 条					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準 計画区分 ○ 計画 ● 非計画					
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護保険事業の円滑な執行を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする介護保険事業計画を策定する。					
対象者等	65歳以上の高齢者、介護サービス事業者等					
内容	介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。 平成23年度は、平成24年度から26年度までの3か年を計画期間とする第5期介護保険事業計画を策定した。これに伴い、高齢者及び介護保険サービス提供事業者等に対し、実態把握調査を実施した。 介護保険事業計画では、事業計画期間における要介護等認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を定め、65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。 平成24年度は、平成27年度から29年度までの3か年を計画期間とする第6期介護保険事業計画を策定するための基礎データ収集・分析のため「日常生活圏域ニーズ調査」を実施した。本調査は平成25年度も実施し、第6期介護保険事業計画策定に活用していくものとする。					
経過	平成 5 年 5 月 荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく） 平成 1 2 年 3 月 荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度） 平成 1 4 年 3 月 第2期荒川区高齢者プラン策定 5ヵ年計画（H15～H19年度） 平成 1 8 年 3 月 第3期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H18～H20年度） 平成 2 1 年 3 月 第4期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H21～H23年度） 平成 2 4 年 3 月 第5期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H24～H26年度）					
必要性	介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者、要介護高齢者等の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は、委託している。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	-	3,170	-	-	8,856	12,000	13,861
	決算額（25年度は見込み）		3,156			4,541	661	13,861
	人件費等		2,965			4,235	826	
	減価償却費					1,555	323	
	【事務分担量】（％）		35			50	10	
	合計（+ +）	0	6,121	0	0	10,331	1,810	13,861
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）		6,121			10,331	1,810	13,861
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費					消耗品費	4
	委託料	調査業務委託	4,533			計画策定に向けた調査業務委託	9,975
	役務費			二一ズ調査業務委託	804	二一ズ調査業務委託	2,800
	使用料及び賃借料	区民説明会会場使用料	8	郵便料	125	郵便料	1,082

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	調査回収率	-	65.7%	63.0%	65.0%	70.0%	高齢者実態調査・日常生活圏域二一ズ調査における回収率（未返信者への個別訪問による回収分も含む。）

（問題点・課題）	○回収率の向上により、被保険者としての区民の意見を積極的に反映し、的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 ○国の示す指針との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する。 ○策定した計画に基づき、着実に介護サービスの基盤整備を行う必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	第6期介護保険事業計画策定のための基礎データ収集のため、引き続き日常生活圏域二一ズ調査を行う。	第6期介護保険事業計画策定のための基礎データ収集のため、引き続き日常生活圏域二一ズ調査を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	24～26年度は第6期介護保険事業計画（27～29年度）を策定し、介護保険事業の円滑な執行に資するものとする。

議会（要質問状況）	平成20年二定 高齢者実態調査について 平成22年二定 高齢者実態調査について
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護保険制度の趣旨の普及		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	弘	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		趣旨普及費（01-01-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護保険制度の仕組み、サービス内容、諸手続き等を、広く被保険者、区民及び事業者等に周知することにより、介護保険制度の適正な利用を促すことを目的とする。					
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～65歳の医療保険加入者）、その他区民、事業者等					
内容	1 介護保険周知用小冊子・中学生向啓発小冊子・パンフレットの作成 2 区報特集号の作成：11/11介護の日 3 荒川区ホームページの更新 4 事業者説明会・区民説明会等の開催 5 介護給付Q&Aの作成・改訂 6 介護保険の出前教室					
経過	平成18年度 区民説明会（4回・119人）、事業者説明会（17回・881人）、介護保険周知用パンフレット作成 平成19年度 区民説明会（5回・169人）、事業者説明会（21回・856人） 訪問介護サービス・福祉用具・住宅改修パンフレットの作成 平成20年度 区民説明会（4回・515人）、事業者説明会（21回・856人） 介護事業者情報システムによる情報提供、介護保険周知用、パンフレットの作成 平成21年度 区報作成12/21号：高齢者プラン中間のまとめ特集号 3/21号：第4期荒川区高齢者プラン特集号 区民説明会(3回・92人)、事業者説明会(22回・1151人)、介護保険周知用パンフレットの作成、 区報作成11/11号:介護の日特集号 平成22年度 区民説明会開催(5回・120人)、事業者説明会（19回・939人）、介護保険周知用小冊子作成、 区報作成11/11号:介護の日特集号、介護の日標語コンクールの実施、介護保険の出前教室 平成23年度 区民説明会開催（21回・361人）、事業者説明会（28回・1513人）、区報作成11/11号：介護の日 特集号、中学生向け小冊子作成、区報作成12/21号：高齢者プラン中間のまとめ特集号（配付替 にて執行）、3/21号：高齢者プラン特集号（配付替にて執行予定）介護保険周知用パンフレット の作成、介護保険周知用小冊子作成 平成24年度 区民説明会開催（29回・668人）、事業者説明会（29回・1,120人）、 区報作成11/11号：介護の日特集号、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用パンフレットの 作成、介護保険周知用小冊子作成					
必要性	被保険者、区民の介護保険制度に関する理解・認識を深め、適正な制度利用を促すために必要である。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		1,470	5,651	2,294	3,136	4,361	2,274	2,190
決算額（25年度は見込み）		941	3,400	1,370	1,478	2,637	1,520	2,190
人件費等		854	1,694	2,443	3,052	5,928	2,478	
減価償却費					1,017	2,177	968	
【事務分担量】（％）		10	20	30	35	70	30	
合計（＋＋）		1,795	5,094	3,813	5,547	10,742	4,966	2,190
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		1,795	5,094	3,813	5,547	10,742	4,966	2,190
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	報償費		講演会講師謝礼	0		
	需用費					
	周知用小冊子	533	周知用小冊子	515	周知用小冊子	500
	保険証同封用パンフ	244	保険証同封用パンフ	239	保険証同封用パンフ	420
			講演会用消耗品	0		
	介護の日区報特集号	403	介護の日区報特集号	345	介護の日区報特集号	456
	高齢者プラン区報特集号	914				
	児童向・小冊子等	288	児童向・小冊子等	163	児童向・小冊子等	480
	役務費		郵送料	0	郵送料	26
		0				
委託料	区報折込委託	239	区報折込委託	239	区報折込委託	263
	区報封入・配付委託	0	区報封入・配付委託	0	区報封入・配付委託	29
	声の区報作成委託	16	声の区報作成委託	16	声の区報作成委託	16
			講演会会場使用料	0		

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
指 標	区民説明会・事業者説明会等参加者数		1,059	1,874	1,722	2,000	-	21年度制度改正 24年度制度改正
	制度趣旨の認知度（％）		—	75.4	—	—	80.0%	高齢者実態調査等において、介護保険制度について肯定的にとらえている人の割合（3年毎調査）

（問題点・課題）	介護予防の重要性や第5期介護保険事業計画及び介護保険制度の趣旨や改正内容等が、利用者、介護を必要としていない方、高齢者、若年層、事業者に対して十分に周知しきれていない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） ・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	介護予防の推進のため、講習会を実施する。	介護予防の推進のため、引続き講習会を実施する。
	パンフレット、広報誌、ホームページ等の構成を工夫し、迅速かつわかりやすい情報提供に努める。	引き続きパンフレット、広報誌、ホームページ等の構成を工夫し、迅速かつわかりやすい情報提供に努める。
	介護保険についての中学生向・啓発小冊子を用いて、学校での介護保険出前教室等を実施する。	引き続き介護保険についての中学生向・啓発小冊子を用いて、学校での介護保険出前教室等を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	介護予防の大切さや第5期介護保険事業計画により改定される介護保険料等について広く周知する必要があるため、必要不可欠である。

議 会 要 質 問 状	○平成21年度一定 介護保険制度を支えるためには、現在サービスを利用していない若い世代にも制度の趣旨を理解してもらうことが必要
-------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護保険運営協議会の運営		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	栗山	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	運営協議会費（01-01-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	荒川区介護保険運営委員会設置要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者、地域密着型サービス及び地域包括支援センター等の関係者の意見を取り入れる。					
対象者等	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（5名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））					
内容	○ 介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。 ○ 年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。 ○ 第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～平成23年度）の主な審議内容 (1) 第4期介護保険事業計画の進捗状況について (2) 地域密着型サービス事業者の指定について (3) 地域包括支援センター、地域支援事業について (4) 介護保険制度の改正点について (5) 介護保険事業の充実、改善方法について					
経過	平成14年度 5回開催（H14.5/23、7/25、10/25、H15.2/7、3/24） 平成15年度 2回開催（H15.9/10、H16.3/29） 平成16年度 2回開催（H16.10/19、H17.3/24） 平成17年度 4回開催（H17.8/31、12/5、H18.1/18、3/15） 平成18年度 3回開催（H18.6/13、11/14、H19.3/16）、要綱改正（分掌、委員構成拡充等） 平成19年度 3回開催（H19.7/5、11/20、H20.3/24） 平成20年度 5回開催（H20.6/10、10/23、11/27、H21.2/18、3/24） 平成21年度 3回開催（H21.7/31、H21.11/10、H22.3/23） 平成22年度 3回開催（H22.6/28、H22.11/26、H23.3/23） 平成23年度 5回開催（H23.6/29、H23.11/1、H23.12/8、H24.1/27、H24.3/22） 平成24年度 4回開催（H24.7/27、H24.11/5、H25.1/11、H25.3/21）					
必要性	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保健医療関係者、被保険者代表、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされており、本協議会の設置は不可欠である。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	679	848	679	679	849	680	680
	決算額（25年度は見込み）	431	749	461	414	661	584	680
	人件費等	1,708	1,694	1,221	1,744	5,928	4,131	
	減価償却費				581	2,177	1,614	
	【事務分担量】（％）	20	20	15	20	70	50	
	合計（＋＋）	2,139	2,443	1,682	2,739	8,766	6,329	680
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	2,139	749	1,682	2,739	8,766	6,329	680
	一般財源	0	1,694	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	運営協議会開催回数（回）	3	3	5	3	5	4	4

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	運営協議会委員謝礼	650	運営協議会委員謝礼	575	運営協議会委員謝礼	637
	食糧費	運営協議会賄	11	運営協議会賄	9	運営協議会賄	10
	使用料	協議会会場使用料	0	協議会会場使用料	0	協議会会場使用料	33

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	開催回数		3	5	4	4	4	

（問題点・課題）	平成18年度の法改正に伴い、地域密着型サービス運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会を兼ねることとなっているが、運営協議会の役割が過重となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	地域密着型サービス運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の機能を十分に生かすことができるような仕組み作りを検討する。	地域密着型運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の機能をより一層高めていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	国の指針に基づき設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要である。

議会（要旨）	状況
--------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	在宅介護・施設介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
		担当者名	土屋	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	居宅介護サービス等給付費（01-01-01）、介護支援サービス等給付費（01-01-01）、施設介護サービス等給付費（01-01-01）、審査支払手数料（01-01-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度 根拠				
終期設定	○ 有 ● 無 年度 法令等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準 計画区分 ○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護者等が介護保険サービスを受けた場合それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会				
内容	1 給付の種類 介護保険法第40条、第52条のとおり [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型サービス 2 給付の流れ 要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供 利用者は介護サービス費の1割分を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし） 事業者等は残りの9割分（ケアプラン作成は10割）を東京都国民健康保険団体連合会に請求 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求 区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う				
経過	平成18年4月 介護予防サービスの新設、地域密着型サービスの新設				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。 （審査件数1件あたり@76円）				

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	10,311,806	10,266,354	11,026,035	11,181,281	12,322,048	13,056,759	14,211,478
	決算額（25年度は見込み）	9,765,825	10,135,442	11,002,705	11,536,098	11,811,744	12,191,366	14,211,478
	人件費等	2,562	2,541	4,072	4,360	5,081	7,022	
	減価償却費				1,453	1,866	2,743	
	【事務分担量】（％）	30	30	50	50	60	85	
	合計（＋＋）	9,768,387	10,137,983	11,006,777	11,541,911	11,818,691	12,201,131	14,211,478
	国（特定財源）	2,265,824	2,352,344	2,538,392	2,230,308	2,733,095	3,073,625	3,268,094
	都（特定財源）	1,390,502	1,436,286	1,551,314	1,702,775	1,696,656	1,881,792	2,061,210
	その他（特定財源）	6,112,061	6,349,353	6,917,071	7,608,828	7,388,940	7,245,714	8,882,174
実績の推移	一般財源	0	0	0	0		0	0
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	65歳以上人口（第1号被保険者数）	42,308	43,352	44,046	44,054	44,827	46,426	47,105
	要支援・要介護認定者数	7,135	7,360	7,738	7,811	8,015	8,270	8,607
	介護保険料（基準月額：円）	4,428	4,428	4,613	4,613	4,613	5,792	5,792
	審査支払件数（件）	183,374	193,335	205,738	217,379	228,722	232,273	256,405

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	居宅介護サービス	7,698,826	居宅介護サービス	7,934,100	居宅介護サービス	9,053,451
	（負担金補助）	（うち 地域密着型サービス）	(719,647)	（うち 地域密着型サービス）	(887,009)	（うち 地域密着型サービス）	(2,101,721)
	負担金補助	介護支援サービス	706,658	介護支援サービス	700,184	介護支援サービス	784,754
	負担金補助	施設介護サービス	3,384,532	施設介護サービス	3,539,404	施設介護サービス	4,353,786
	委託料	審査支払手数料	21,729	審査支払手数料	17,677	審査支払手数料	19,487

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	施設サービスの重度要介護者（要介護4・5）の利用率（%）	64.6	65.5	63.8%	66.5%	70.0	70%以上とする（国指針） 各年度3月末実績
	要介護認定者の出現率（%）	17.3	17.4	17.3%	17.7%	16.7	要介護認定者数(1号)/65歳以上人口 各年度3月末実績 目標は全国平均
	要介護2以上の認定者数に対する施設利用者等の割合（%）	32.5	31.7	34.7%	35.6%	37以下	37%以下とする（国指針） 各年度3月末実績

（問題点・課題）	・要介護等認定者数増加等に伴い、介護給付に係る費用が年々増加している。 ・在宅介護・施設介護サービスにかかる保険給付のトレンド（サービス別・要介護度別等の傾向）を的確に把握することが困難である。 ・安定的な事業運営のため、実績値・計画値における適切な進行管理が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	統計資料等を充実し、保険給付の伸び等を適切に管理する。	国民健康保険中央会において平成25年7月リリース予定の「国保データベースシステム」の活用を検討するなど、より広域で精密な分析を導入していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である。

（要質問）	H16.1定 介護給付費の伸び等の見直し及び地域特性に応じた抑制策と独自のサービスについて H16.4定 介護給付費の伸び等の予測とその対応策について H17.2定 介護度の低い人にも必要なヘルパー派遣等の打ち切りを行わないこと H18.3定 軽度者への福祉用具貸与の見直しについて / 施設入所者への負担軽減策について H20.4定 同居家族がいる場合の訪問介護サービスについて H22.2定 ショートステイの飛躍的充実について
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		福祉用具購入費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
				担当者名	小川	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		福祉用具購入費(01-01-01)					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法第44・52・56条			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]					
目的	居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者						
内容	1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器（ 21年度～便が自動的に吸引されるものを含む）、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具 （都道府県指定特定福祉用具販売業者で購入したもの） 2 限度額：毎年度10万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う。 3 給付の流れ （1）給付券方式 利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 区は利用者に給付券を発行 利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う （2）償還払い方式 利用者は福祉用具購入後に区に申請 区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う						
経過	平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う）						
必要性	介護保険法により必須の事業						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 【給付券方式】 給付券発行兼支給申請書受理 給付券及び完了届を利用者に送付（申請日から1週間～10日以内） 利用者が福祉用具購入後、事業所に1割支払う 事業者は請求書と利用者の完了届及び給付券を区へ提出。 区は月毎にまとめて事業者に対して支払を行う。 【償還払い方式】 福祉用具購入費支給申請書申請書受理 利用者に対して支払を行う。						

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	27,250	23,563	25,296	24,210	25,157	24,765	25,731
	決算額（25年度は見込み）	25,527	22,994	24,158	23,218	22,927	21,198	25,731
	人件費等	5,978	5,082	6,515	6,976	5,505	3,304	
	減価償却費				2,324	2,022	1,291	
	【事務分担量】（%）	70	60	80	80	65	40	
	合計（+ +）	31,505	28,076	30,673	32,518	30,454	25,793	25,731
	国（特定財源）	6,329	5,749	5,959	5,854	5,809	5,396	6,543
	都（特定財源）	3,191	2,875	4,227	4,063	4,012	2,649	3,216
	その他（特定財源）	21,985	19,452	20,487	22,601	20,633	17,748	15,972
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実 績 の 推 移	事項名(単位：件数)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	腰掛便座	313	296	302	303	285	254	
	特殊尿器	2	4	3	1	1	0	
	入浴補助用具	788	658	725	686	624	592	
	簡易浴槽	0	0	0	1	1	0	
	移動用リフトの吊り具	2	5	11	3	5	4	
	要支援1	53	50	53	79	83	97	
	要支援2	123	96	106	88	98	75	
	経過的要介護	0	0					
	要介護1	119	135	163	180	171	168	
	要介護2	159	152	185	188	178	11	
	要介護3	227	198	178	143	121	106	
	要介護4	131	123	138	114	103	109	
	要介護5	58	50	39	38	49	41	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	福祉用具購入費	22,927	福祉用具購入費	21,198	福祉用具購入費	25,731

指 <
--

（問題点・課題）	福祉用具貸与の事業者と比較して、介護保険制度そのものに対する理解が低い部分がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	適切な保険給付を行うため、事業所へ介護保険制度等を周知する。	適切な保険給付を行うため、事業所へ介護保険制度等を周知する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		住宅改修費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
				担当者名	藤澤	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		住宅改修費（01-01-01）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法第45条、第57条		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的		居宅の要介護者が、介護保険制度における住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。					
対象者等		要介護・要支援認定者					
内容		1 対象となる住宅改修：サービス利用者本人が現に生活している住宅（住民票上登録している住居）の手すりの取付け、床段差の解消、すべりの防止、引き戸等への取替え、洋式便座等への取替え及びこれらに付帯して必要な工事（H21～ドアノブの交換、戸車の取替えについて、国通知により正式に改修対象となった。） 2 限度額：1住宅あたり20万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う 3 給付の流れ （1）給付券方式 利用者は事前に住宅改修工事を申請 区は利用者に給付券を発行 利用者は住宅改修給付券取扱登録事業所に給付券を渡して、工事完了後に利用者負担額（1割分）を支払う 住宅改修給付券取扱登録事業所は工事完了後に区に保険給付額を請求 区は住宅改修給付券取扱登録事業所に請求額を支払う （2）償還払い方式 利用者は事前に住宅改修工事を申請 利用者は住宅改修工事完了を区に届出 区は申請に基づき利用者に負担額を支払う 償還払い方式については、下記の場合のみ利用できる。 ・サービス利用者本人が自宅で生活していない（入院中など）が、退院予定が明確であり、また、退院までに工事を行わなければならない理由がある場合。 ・給付券登録事業所以外の施工事業所を利用する場合。					
経過		平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、事業計画ごとの更新制とする。					
必要性		介護保険法の規定により必須の事業					
実施方法		（1直営 ） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ） 支払方法（給付券方式）・・・区独自事業 事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者に支払う （償還払い方式）利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者に支払う					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	95,122	64,582	73,431	76,165	69,386	80,599	83,147
	決算額（25年度は見込み）	67,380	58,497	64,385	76,164	64,270	65,682	83,147
	人件費等	7,686	7,623	6,515	5,232	0	0	
	減価償却費				1,743	0	0	
	【事務分担量】（％）	90	90	80	60	0	0	
	合計（＋＋）	75,066	66,120	70,900	83,139	64,270	65,682	83,147
	国（特定財源）	16,677	14,624	15,883	19,207	16,286	16,722	21,143
	都（特定財源）	8,432	7,312	8,048	9,520	8,033	8,210	10,393
	その他（特定財源）	49,957	44,184	46,969	54,412	39,951	40,750	51,611
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	手すりの取付け	625	584	640	719	659	684	
	床段差解消	160	116	132	174	157	150	
	滑り止めの防止	34	25	21	30	21	16	
	引き戸等への取替え	68	65	68	92	80	92	
	洋式便座等への取替え	70	22	67	94	68	62	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	住宅改修費	64,270	住宅改修費	65,682	住宅改修費	83,147

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	給付券方式の支払件数 比率（％）		82.3%	82.0%	84.0%	84.0%	85.0%	給付券方式の申請書受理件数 / 年間受理 件数（全）
標	給付券払	644	587	610	703			
	償還払	138	128	116	134			

（問題点・課題 指標分析）	・平成18年度の法改正により、償還払いによる給付の場合も含めて「事前申請」が義務付けられたが、一部の事業者 に理解されていない状況がある。 ・事業所によって住宅改修施工費の平準化が難しく、利用者に適した工事が行われているかの確認が難しい。							
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	事業所に対して介護保険制度等にかかる説明会等を実施する。	事業所に対して介護保険制度等にかかる説明会等を実施する。
	毎月行っている利用者宅訪問調査を充実させる。	毎月行っている利用者宅訪問調査を充実させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。

議（要旨）	議（要旨）
-------	-------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
		担当者名	加藤	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		特定入所者介護サービス等費(01-01-01)			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠	介護保険法	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	区民税世帯非課税等の低所得者について、介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用に係る食費・居住費の負担を軽減する。				
対象者等	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者（平成17年度から、旧措置入所者の経過措置あり） 介護保険施設及び短期入所サービス事業所 東京都国民健康保険団体連合会				
内容	要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。 （１）サービスの種類 - 介護保険施設の食費・居住費 - 短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費 （２）給付の流れ 要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする 利用者負担第１～３段階の被保険者に対して認定証を交付 被保険者は国保連に負担限度額の受給者情報を提供 被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける 事業者は国保連に特定入所者介護サービス費を請求 国保連は請求内容を受給者情報と突合し、審査・支払を行う				
経過	平成17年10月 介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設 平成24年 5月 利用者の事務手続きの負担軽減等を図るため、認定の自動更新制度を導入				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	（２一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 (審査件数 1 件あたり@76円)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		328,225	290,309	296,486	300,075	301,535	328,165	371,257
決算額（25年度は見込み）		284,655	289,897	296,485	297,578	282,515	328,165	371,257
人件費等		854	847	814	1,744	1,694	1,652	
減価償却費					581	622	645	
【事務分担量】（％）		10	10	10	20	20	20	
合計（＋＋）		285,509	290,744	297,299	299,903	284,831	330,462	371,257
国（特定財源）		57,151	58,525	59,345	75,678	59,191	67,266	74,251
都（特定財源）		48,994	49,839	50,858	52,513	90,460	54,481	64,970
その他（特定財源）		179,364	182,380	187,096	171,712	135,180	208,715	232,036
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用件数（件）	10,576	10,870	11,195	11,328	11,066	12,262	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	特定入所者介護サービス費	282,515	特定入所者介護サービス費	328,165	特定入所者介護サービス費	371,257

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
		負担限度額認定証交付件数	1,272	1,192	1,504	1,471	-	

（問題点・課題）	申請が毎年1回あるので、利用者が忘れがちであることや、慣れない手続きをすることによる精神的負担が大きい。							
	（実施 22 区 未実施 0 区）							

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	利用者の事務手続きの負担軽減を図るため、認定の自動更新制度を導入した。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高額介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
		担当者名	青木	内線	2 4 3 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		高額介護サービス費等(01-01-01)			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法51条・61条	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護・要支援認定者が利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合、又は前記費用に本人と家族の医療費を加えた費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給することによって自己負担の軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	高額介護サービス等費・高額医療合算介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者				
内容	1 高額介護サービス費 （1）自己負担上限額 生活保護の被保護者（支給分は扶助費より減額する。）・区民税世帯非課税者の高齢福祉年金受給者...15,000円/月 区民税世帯非課税者（所得金額等が80万円以下）...15,000円/月 区民税世帯非課税者（所得金額等が80万円を超える）...24,600円/月 一般...37,200円/月 （2）給付の流れ サービスの提供 事業所からの請求 国保連の審査 介護保険電算システムによる該当者抽出 該当者に申請を勧奨する。（サービス提供月のおよそ翌々月） サービス利用者の申請に基づき、区が支給決定通知し、支給する。 2回目以降は の申請は省略、支給決定通知のみ送付し、支給金額は登録済みの口座に振込む。 （3）支給方法 毎月支給処理（振込）を行う。 （1,000円未満の小額支給については保留し、1,000円以上となった時点で支給する）				
	2 高額医療合算介護サービス費 （1）自己負担上限額（加入する医療保険、所得に応じて変わる・計算期間 前年度8月1日～現年度7月31日） 70歳以上の者がいる世帯 現役並所得者 67万円、区民税課税世帯56万円、低所得者 31万円、低所得者 19万円 70歳未満の者がいる世帯 現役並所得者126万円、区民税課税世帯67万円、低所得者34万円 （2）給付の流れ 対象者が介護保険者より自己負担額証明書を取得 対象者は を添えて医療保険者に請求 医療保険者は を基に医療と介護の合算負担額を算出、按分し両保険者の負担割合を計算 医療保険者は計算結果連絡表を介護保険者に送付するとともに医療保険者負担額を対象者へ支給 介護保険者は に基づき介護保険者負担額を対象者へ支給 支給は年1回 （公的医療保険の加入者に対しては（ は省略される）仮算定を行い、医療保険者が勧奨通知を送付する）				
経過	平成13年10月 高額介護サービス費支給の開始 平成15年 4月 申請時の領収書確認を廃止 平成17年10月 自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略 平成18年10月 委任状による親族口座への振込みが可能になる 平成20年4月 高額医療・高額介護合算制度の開始（申請開始は平成22年1月22日から）				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。 （審査件数 1件あたり@95円）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	192,325	219,651	259,730	270,735	272,526	307,125	333,211
	決算額（25年度は見込み）	190,369	202,632	254,375	270,572	272,506	307,052	333,211
	人件費等	7,686	5,929	6,108	6,540	6,352	5,370	
	減価償却費				2,179	2,333	2,098	
	【事務分担量】（%）	90	70	75	75	75	65	
	合計（+ +）	198,055	208,561	260,483	279,291	281,191	314,520	333,211
	国（特定財源）	47,193	60,873	62,754	68,237	69,052	78,175	84,735
	都（特定財源）	23,796	30,463	44,515	47,350	47,688	53,734	58,311
	その他（特定財源）	127,066	117,225	153,214	163,704	164,451	182,611	190,165
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	生活保護の被保護者等（基準額15,000円）	3,573件	3,465件	4,006件	4,657件	5,167件	5,434件	
	区民税非課税で年収80万円以下（基準額15,000円）	10,428件	11,589件	11,865件	12,297件	11,205件	13,401件	
	区民税非課税で年収80万円超（基準額24,600円）	2,535件	2,870件	3,225件	3,674件	3,880件	4,284件	
	一般（基準額37,200円）	1,828件	1,937件	2,249件	2,648件	2,563件	2,458件	
	高額介護合算サービス費（平成21年度受付開始）			684件	1,009件	913件	1,399	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	高額介護サービス等費	243,023	高額介護サービス等費	259,356	高額介護サービス等費	333,211
		高額医療合算介護サービス費（後期高齢者分）	28,511	高額医療合算介護サービス費（後期高齢者分）	47,086		
		高額医療合算介護サービス費（国民健康保険分）	972	高額医療合算介護サービス費（国民健康保険分）	610		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	高額介護支給件数（単位：件）	23,274	22,815	26,954	—	—	平成23年度申請勧奨件数1145件 平成24年度申請勧奨件数1742件
	高額医療合算介護サービス費・後期高齢者分（単位：件）	972	890	1,378	—	—	平成23年度申請勧奨件数1408件 平成24年度申請勧奨件数1521件
	高額医療合算介護サービス費・国民健康保険分（単位：件）	37	23	21	—	—	平成23年度申請勧奨件数45件 平成24年度申請勧奨件数36件

（問題点・課題）	高額医療合算介護サービス費について勧奨対象となっていない被用者医療保険の加入者からの申請が低調である（平成22年度2件（共に不支給）、平成23年度0件、平成24年度0件） 介護利用者中の被用者保険被保険者数 推計312名 （年齢別国保加入者、生保受給者の人口比から推計）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き、広報等の周知に努める。	引き続き、広報等の周知に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		住宅改修理由書作成経費の助成		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
				担当者名	藤澤	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）			（地域支援事業費）住宅改修支援事業(01-03-01)				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法第115条		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護保険事業における住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成したケアマネジャー等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して理由書作成経費の一部を助成することにより、適正な住宅改修の実施を図ることを目的とする。						
対象者等	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者等						
内容	○ 助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 ただし、利用者が、当該住宅改修工事について、住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。 まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書作成経費は、本事業の対象とならない。 ○ 助成金額 1件につき2,000円						
経過	平成12年4月 介護保険法施行時から実施。 平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更。 平成18年4月 介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。						
必要性	サービス計画を立てていない利用者（ケアマネジャーの介護報酬が算定できない）の住宅改修の円滑な実施のため、必要不可欠である。						
実施方法	（1直営 ） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		138	164	194	228	228	236	190
決算額（25年度は見込み）		138	162	164	190	156	152	190
人件費等		854	847	407	436	0	0	
減価償却費					145	0	0	
【事務分担量】（％）		10	10	5	5	0	0	
合計（＋＋）		992	1,009	571	771	156	152	190
国（特定財源）		56	65	66	76	62	60	75
都（特定財源）		28	32	33	38	31	30	38
その他（特定財源）		908	912	472	657	63	62	77
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	助成件数（件）	63	81	82	95	78	76	95

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	理由書作成費助成	156	理由書作成費助成	152	理由書作成費助成	190

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
		助成件数（件）	95	78	76	95	—	

（問題点・課題）	ケアマネジャーがいない場合の住宅改修理由書については、地域包括支援センターの職員が作成するケースが多いが、その作成にかかる経費として本助成を実施している。請求が出されても、住宅改修をした利用者に住宅改修費が支給されなければ補助金がありず支払いに時間がかかる。							
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）							

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	利用者本人に対する住宅改修費支給を円滑にするため、ほとんどの請求手続をする事業者に対し、申請等の際に住宅改修の手続について全体の流れを説明する。	利用者本人に対する住宅改修費支給を円滑にするため、ほとんどの請求手続をする事業者に対し、申請等の際に住宅改修の手続について全体の流れを説明する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	介護保険制度を補う国の補助事業である。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護保険事業特別会計の管理		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	尾内	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		【一般会計】介護保険事業特別会計繰出金（01-01-01） 【特別会計】財政安定化基金拠出金(01-01-01)、介護保険給付準備基金積立金（01-01-01）、財政安定化基金償還金(01-01-01)、償還金(01-01-01)、一般会計繰出金(01-01-01)、予備費(01-01-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法第147条、荒川区介護保険給付準備基金条例、介護給付費負担金交付要綱等		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護保険事業特別会計の安定的な運営を行うことを目的とする。					
対象者等						
内容	（１）介護給付費準備基金積立金 事業計画期間中（３ヵ年）の財政収支の安定化を図るため、区に設置することとされている。 第１号保険料の余剰金を基金に積み立て、必要に応じてこれを取り崩し介護給付費の支払費用に充てる。 第５期介護保険事業計画期は、介護保険料の上昇を抑制するため、平成２４年度に東京都財政安定化基金より交付金が交付され全額積み立てた。 （２）財政安定化基金拠出金・財政安定化基金償還金 給付の見通しを上回って生じた給付費の増や、通常の徴収努力を行ってもなお生じた保険料の未納による介護保険財政の赤字について、介護給付費準備基金を取り崩しても補うことができない場合、その資金の交付・貸付金を都道府県が区市町村に対して行う制度である。 ・基金への拠出金については、国、都道府県、区（第1号被保険者の保険料を充当）で1/3ずつ負担する。 ・拠出率 標準給付費等の0.3 / 1000（第4.5期（平成21年度から）の拠出率は0.0 / 1000） 荒川区においては、第2期（平成17年度）及び第4期（平成22・23年度）に借入れを行い、現在第4期分を平成24年度より3ヵ年で償還中。 （３）償還金・一般会計繰出金（繰り戻し） 当該年度において、負担金等を実績見込額で申請し、翌年度に見込額と実績額との超過金の精算を行う。					
経過	○ 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金 介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度の介護報酬改定では、全国平均+3.0%の増改定が行われたが、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成20年度中に特例交付金が交付された。その交付金を基金に受け入れ、第4期3ヵ年の保険料をフラット化した。 ○ 東京都財政安定化基金交付金（特例分） 第5期において介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成24年度に東京都より交付金が交付された。					
必要性	介護保険法の規定により必須の事業					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	307,748	423,870	315,891	174,895	126,425	397,092	107,141
	決算額（25年度は見込み）	299,922	375,911	304,451	165,018	126,425	633,641	107,141
	人件費等	2,562	3,388	3,258	6,104	7,199	4,131	
	減価償却費				2,034	2,644	1,614	
	【事務分担量】（％）	30	40	60	70	85	50	
	合計（　＋　＋　）	302,484	379,299	307,709	173,156	136,268	639,386	107,141
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）	299,922	375,911	304,451	165,018	126,425	633,641	107,141	
一般財源	2,562	3,388	3,258	8,138	9,843	5,745	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	財政安定化基金拠出率(%)	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	財政安定化基金借入額（千円）	0	0	0	11,855	159,533	0	0
	財政安定化基金交付額（千円）	0	0	0	0	93,954	124,537	0
	財政安定化基金償還額（千円）	36,654	36,654	0	0	0	57,130	57,129
	介護給付準備基金残高（千円）	134,308	25,568	202,624	0	0	362,348	304,156
	償還金（国・都・基金）	99,515	33,088	221,347	82,939	49,216	61,340	1
	償還金（一般会計繰戻金）	23,020	18,239	75,824	68,078	67,270	152,823	
	予備費充当件数	2	4	3	2	2	5	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	繰出金（一般会計）					
	介護給付費繰出金	1,556,748	介護給付費繰出金	1,724,676	介護給付費繰出金	1,878,104
	地域支援事業繰出金	56,180	地域支援事業繰出金	52,539	地域支援事業繰出金	56,536
	その他の繰出金	576,853	その他の繰出金	569,271	その他の繰出金	606,714
	積立金					
	準備基金積立金	53,761	準備基金積立金	289,960	準備基金積立金	11
	臨時特例基金積立金	1				
	負担金補助					
	財政安定化基金拠出金	0	財政安定化基金拠出金	0	財政安定化基金拠出金	1
	償還金					
	財政安定化基金償還金	0	財政安定化基金償還金	57,130	財政安定化基金償還金	57,129
	償還金（国・都・基金）	49,216	償還金（国・都・基金）	64,100	償還金（国・都・基金）	1
	償還金（一般会計繰戻金）	67,270	償還金（一般会計繰戻金）	152,823	償還金（一般会計繰戻金）	
	予備費	1,371	予備費	50,000	予備費	50,000

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
	調整交付金の交付率	5.22%	5.34%	5.46%	5.43%	—	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法に基づく必須事務事業である。

議会議決（要旨）	
----------	--